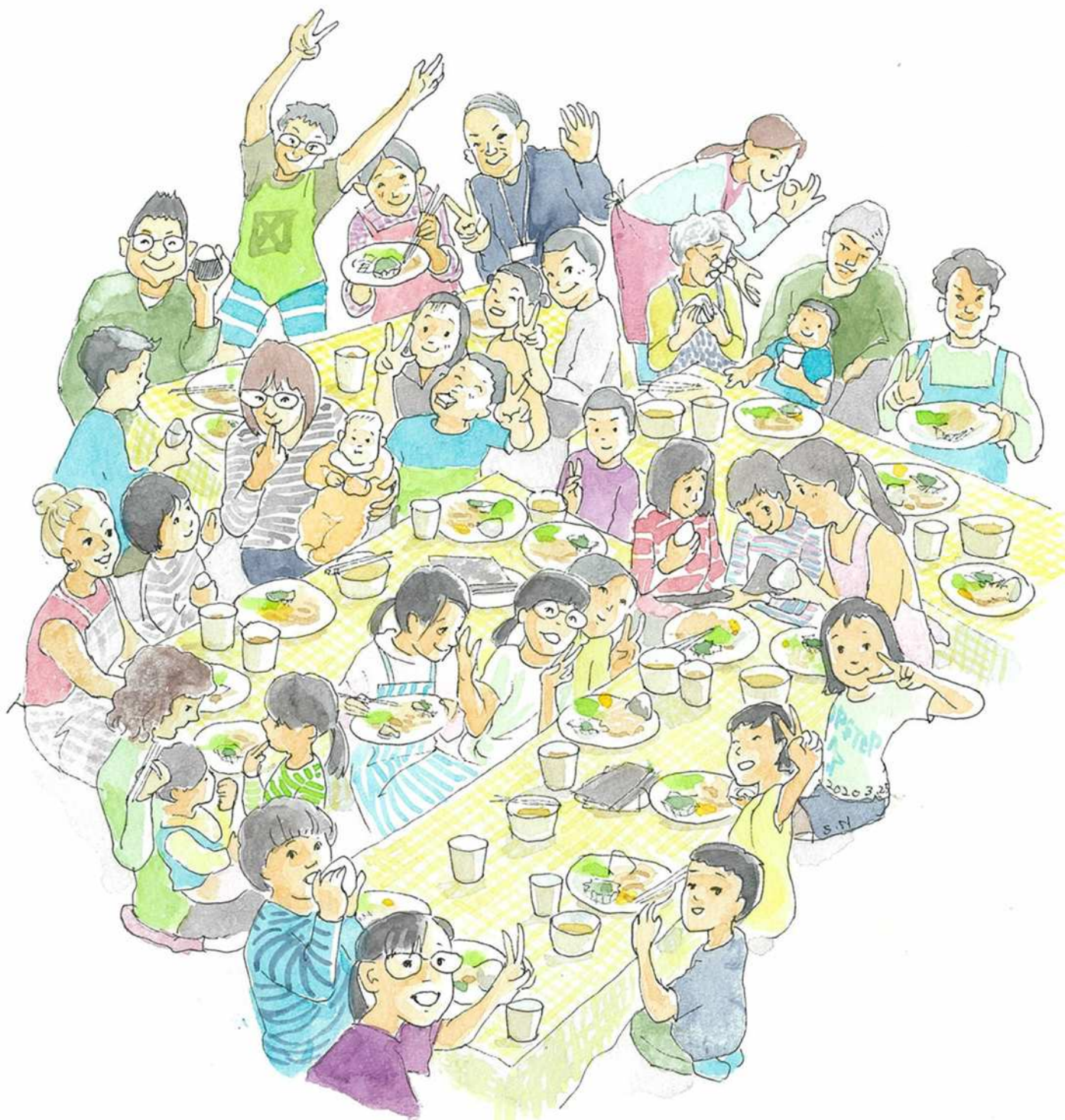


第2期 大津町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年～6年度)



令和2年3月
大津町

第2期

大津町子ども・子育て支援事業計画

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	5
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状	6
1 人口等の動向	6
2 子育て支援サービス等の現状	15
3 前子ども・子育て支援事業計画の状況	21
4 アンケート調査結果による子育て支援のニーズ	23
5 大津町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状に対するまとめ	38
第3章 計画の基本的な考え方	40
1 計画の基本的視点	40
2 計画の基本理念	41
3 計画の目指す姿	42
4 計画の基本目標	43
5 計画の全体像	45
第4章 計画の内容	46
1 教育・保育提供区の設定	46
2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	47
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	50
4 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進	66
5 保育士等の確保と保育士等支援事業	67
6 産後・育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保	68
7 放課後児童対策の充実	69
8 安全・安心な妊娠・出産・子育てと子どもの健やかな成長に向けた取り組み	71
9 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み	76
10 子育てに関する専門的な知識及び技術を要する支援	77
第5章 計画実現のために	83
1 計画の推進体制	83
2 進捗状況の点検と評価・公表	84
資料編	85

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

国においては、急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化の進行に伴う地域とのつながりの希薄化等、地域・家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指し、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表されるとともに、平成22年1月29日に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされました。

そうした中で、これまでの子ども・子育て支援に係る課題や待機児童問題等の解消を図るため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備が計画的に図られるとともに、すべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指して、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

本町においては、全国に先駆けて次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画「お～えんずアクションプラン」を平成16年3月に策定し、「日本でいちばん子育てに夢が持てるまちづくり」に取り組みました。平成27年3月には「子ども・子育て支援新制度」に基づく「大津町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、かつての「地域社会」にあった共同作業としての「子育て」を^{たす}温ね、現代の地域社会に合った新しいライフスタイルのありようを知る、「温故知新」の姿勢で、子ども・子育て支援に取り組んできました。

しかしながら、我が国の子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、晩婚化や未婚化等を背景として少子化が急速に進行している一方で、就労形態の多様化や女性の社会進出増加に伴い、保育ニーズは年々増大しており、都市部を中心に、待機児童問題が深刻化しています。

このような社会的背景のもと、国では、平成29年6月に「子育て安心プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、待機児童解消や女性就業率80%（M字カーブの解消）に向けた保育のさらなる量的拡充、放課後児童クラブの量的拡充を図ることとされています。さらに、令和元年度10月より、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家族の経済的負担の軽減を図ることを目的に、幼稚園・保育園・認定こども園等の利用料を無償化する措置が開始されました。

本町は、今後も子ども・子育て支援新制度の目的や意義、これまでの国の動向や本町における取り組みを踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「大津町子ども・子育て会議」を設置し、各種施策を分析・評価するとともに、ニーズ調査により把握した利用希望等を踏まえ審議を行い、令和2年度からの「第2期大津町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

(1) これまでの国の動き

我が国では、急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化の進行に伴う地域とのつながりの希薄化等、地域・家庭を取り巻く環境の変化に対し様々な対策が講じられてきました。近年では、平成29年6月に「子育て安心プラン」、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」の策定、令和元年10月には「幼児教育・保育の無償化」の実施等により、更なる保育・教育施策の推進に向けた取り組みが行われてきました。

■ これまでの国の動き ■

年	国の動き
平成2年度(1990)	・合計特殊出生率「1.57ショック」
平成6年度(1994)	・エンゼルプラン策定
平成7年度(1995)	・緊急保育対策5か年事業（～H11年度）
平成11年度(1999)	・新エンゼルプラン策定
平成13年度(2001)	・仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等）閣議決定
平成14年度(2002)	・少子化対策プラスワン
平成15年度(2003)	・次世代育成支援対策推進法制定 ・少子化社会対策基本法施行
平成16年度(2004)	・少子化社会対策大綱閣議決定 ・子ども・子育て応援プラン少子化社会対策会議決定
平成18年度(2006)	・新しい少子化対策について少子化社会対策会議決定 ・認定こども園制度スタート
平成19年度(2007)	・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略少子化社会対策会議決定
平成20年度(2008)	・新待機児童ゼロ作戦について厚労省発表
平成22年度(2010)	・子ども・子育てビジョン閣議決定 ・子ども・子育て新システム検討会議
平成24年度(2012)	・子ども・子育て関連3法公布 ・子ども・子育て新システムの基本制度少子化社会対策会議決定
平成25年度(2013)	・子ども・子育て会議設置
平成26年度(2014)	・子供の貧困対策大綱の閣議決定
平成27年度(2015)	・子ども・子育て支援新制度スタート
平成28年度(2016)	・ニッポン一億総活躍プランの決定
平成29年度(2017)	・子ども・子育て支援法の改正 ・子育て安心プラン策定
平成30年度(2018)	・新・放課後子ども総合プラン策定
令和元年度(2019)	・幼児教育・保育の無償化を10月より開始。3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育所（園）・幼稚園・認定こども園等の費用の無償化。

(2) 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度は、「子ども・子育て関連3法」に基づき、すべての子どもが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てができるよう支援する仕組みであり、平成27年4月より開始されています。

※「子ども・子育て関連3法」とは

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

新制度において推進される子育て支援施策の主なポイントは以下になります。

■ 子ども・子育て支援新制度のポイント ■

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
- 社会全体による費用負担
- 子ども・子育て会議の設置

■ 新制度における給付・事業 ■

子ども・子育て支援給付

<施設型給付>

幼稚園（3～5歳）
保育所（0～5歳）
認定こども園（0～5歳）

<地域型保育給付>

小規模保育事業（定員6～19人）
家庭的保育事業（定員5人以下）
居宅訪問型保育事業
事業所内保育事業

地域子ども・子育て支援事業

- ①時間外保育事業（延長保育事業）
- ②放課後児童健全育成事業
（放課後児童クラブ）
- ③子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ④地域子育て支援拠点事業
- ⑤一時預かり事業
- ⑥病児・病後児保育事業
- ⑦子育て援助活動支援事業
- ⑧利用者支援事業
- ⑨妊婦健康診査
- ⑩乳児家庭全戸訪問事業
- ⑪養育支援訪問事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(3) 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点等から、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、保育所(園)・幼稚園・認定こども園等の費用の無償化が開始されています。

2 計画の性格と位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画)」にあたる計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画(市町村行動計画)」の内容を一部引き継いだものとしします。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「子ども・子育て支援事業計画」や、「大津町振興総合計画」及び「大津町地域福祉計画」をはじめとする本町の各種関連計画との整合性を図りました。

【子ども・子育て支援法(抜粋)】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法(抜粋)】

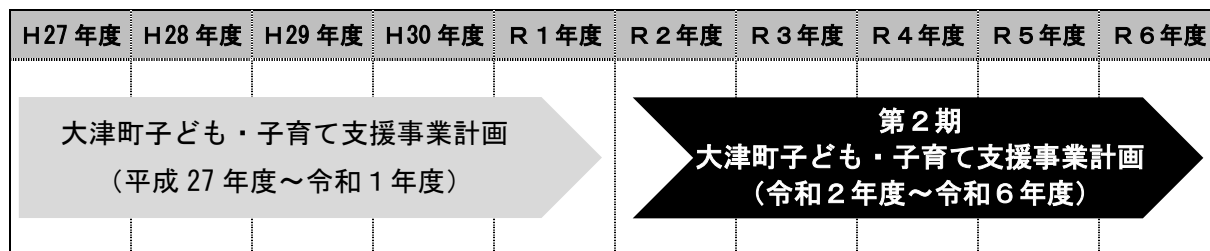
(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

3 計画の期間

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5か年計画とします。ただし、計画の内容と実際の状況に乖離が発生した場合は、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年度を目安として計画の見直しを行います。

また、この計画は、「第6次大津町振興総合計画」（平成30年度～令和7年度）を上位計画とし、「大津町地域福祉計画」をはじめ、その他の各種関連計画との整合性を図って策定しています。

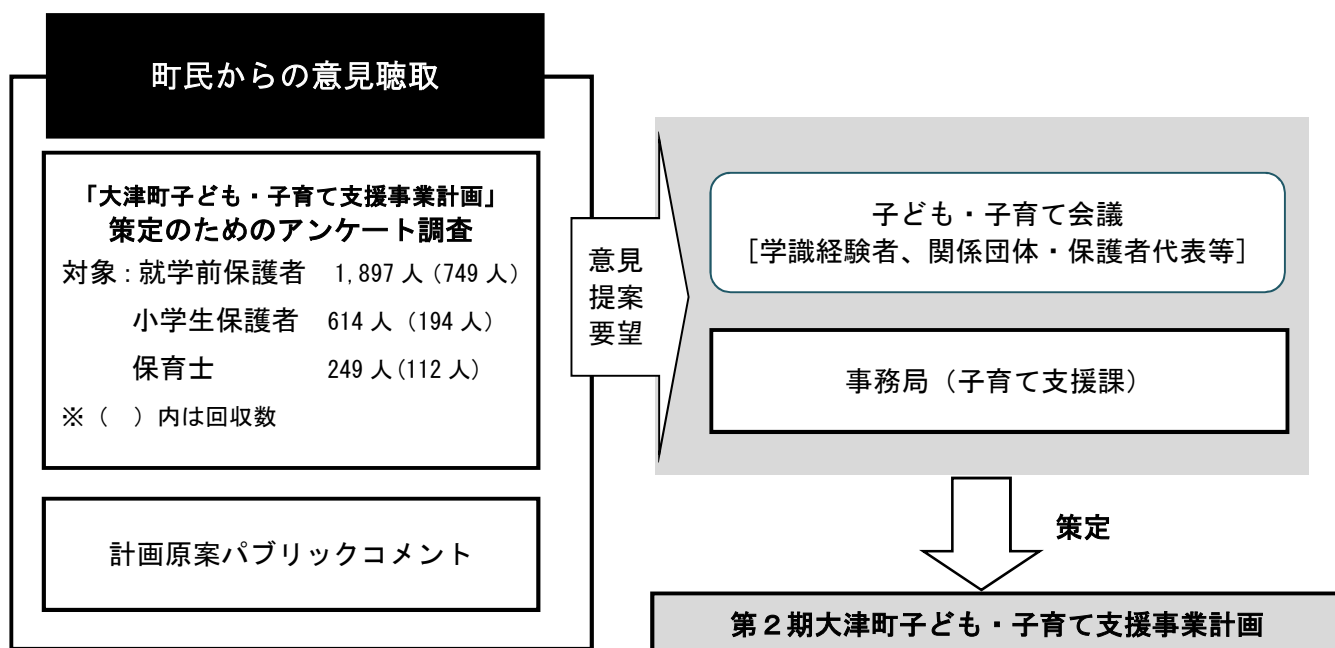


4 計画の策定体制

「第2期大津町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「大津町子ども・子育て会議」を設置して審議を行いました。会議の委員には、公募で選出した子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事している方をはじめ、教育・保育事業の代表者の方々に参加していただき、幅広く当事者の声を反映するよう努めました。

このほか、保護者に対するニーズ調査や計画原案に対する町民意見募集により、子育て家庭やその他の町民の意見の反映に努めました。

■ 計画の策定体制、及び町民意見聴取の取り組み ■



第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

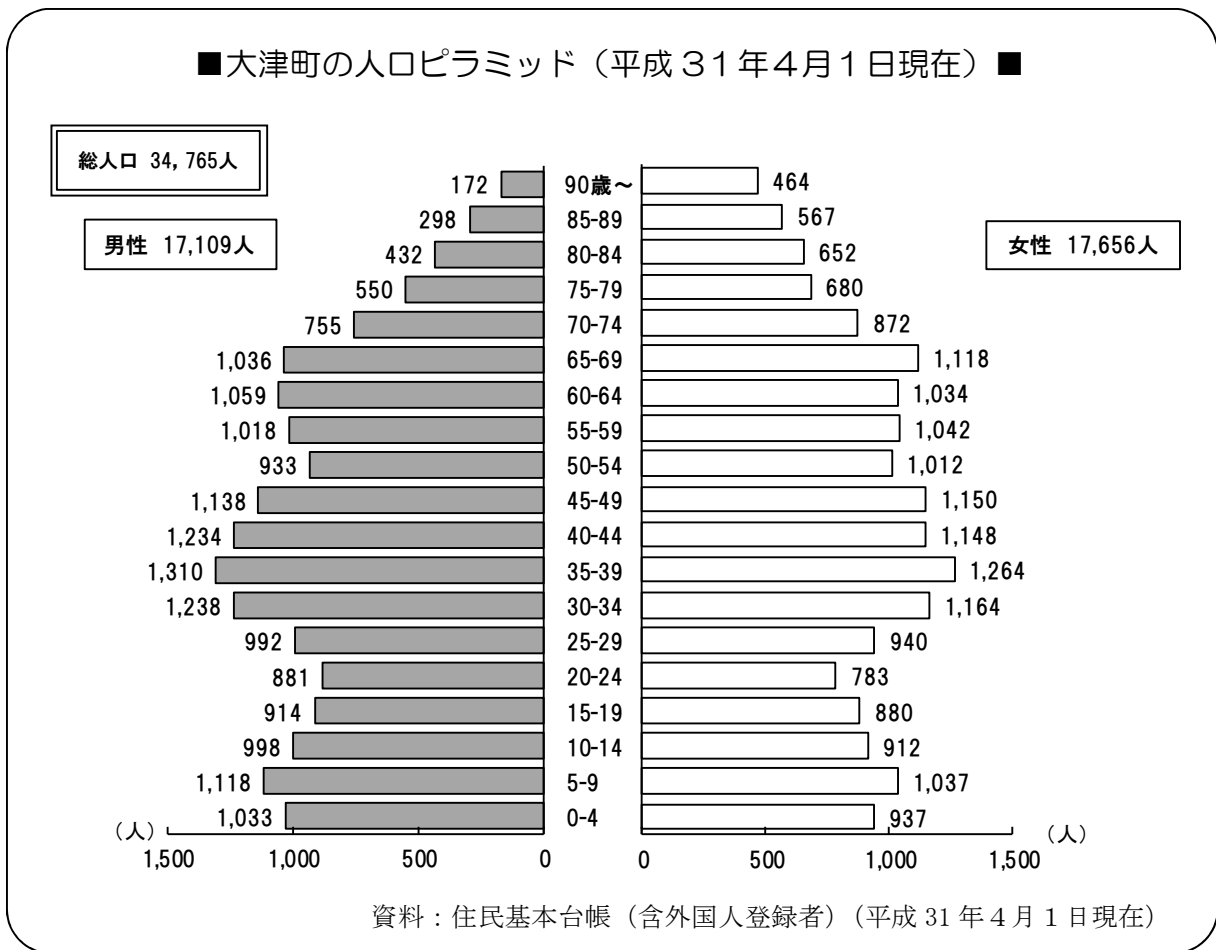
1 人口等の動向

(1) 人口の推移

①人口ピラミッド

本町の平成 31 年 4 月 1 日現在の人口は、男性 17,109 人、女性 17,656 人の計 34,765 人です。5 年前の平成 27 年 4 月 1 日と比べると、男性は 540 人増加、女性は 455 人増加の計 995 人増加です。

年齢階級別にみると、子育て世代に当たる 30 代後半とその前後の人口が最も多く、15 歳未満の年少人口では 5 歳～9 歳の人数が多くなっています。

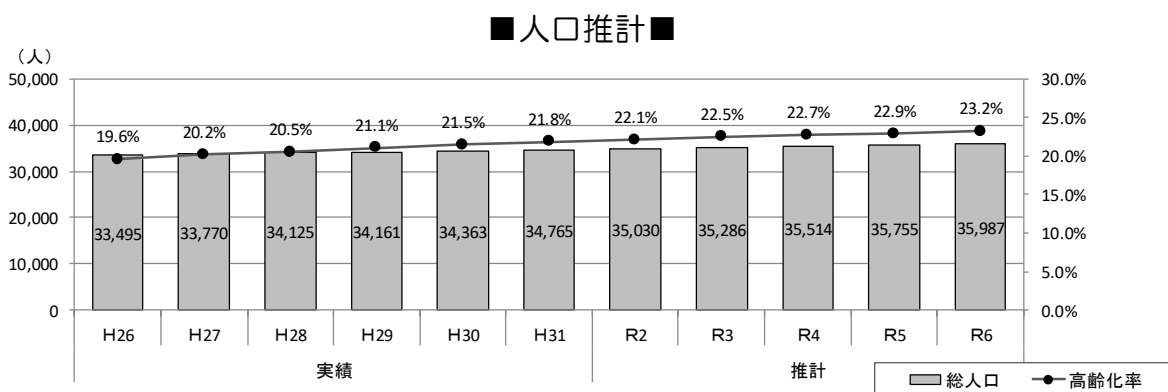


②人口推計

総人口は、平成31年（4月1日現在）の34,765人から増加し、第2期大津町子ども・子育て支援事業計画最終年度の令和6年には35,987人と、1,222人増加する見込みとなっています。

年齢3区分別の内訳をみると、老年人口（65歳以上）の増加が著しく、平成31年から令和6年の5か年で765人増加の見込みです。その他の区分については、年少人口（15歳未満）は同期間に71人増加、生産年齢人口（15歳～64歳）は386人増加となっています。

また、年少人口比率は大きな変化はありませんが、老年人口の増加に伴い、高齢化率は1.4ポイント上昇し、23.2%に達する見込みです。



	実績						推計					増減 R6-H31
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
0-14歳	5,741	5,844	5,912	5,937	5,956	6,035	6,083	6,118	6,144	6,147	6,106	71
15-64歳	21,193	21,104	21,218	21,027	21,027	21,134	21,203	21,234	21,299	21,413	21,520	386
65歳以上	6,561	6,822	6,995	7,197	7,380	7,596	7,744	7,934	8,071	8,195	8,361	765
総人口	33,495	33,770	34,125	34,161	34,363	34,765	35,030	35,286	35,514	35,755	35,987	1,222
年少人口比率	17.1%	17.3%	17.3%	17.4%	17.3%	17.4%	17.4%	17.3%	17.3%	17.2%	17.0%	-0.4%
高齢化率	19.6%	20.2%	20.5%	21.1%	21.5%	21.8%	22.1%	22.5%	22.7%	22.9%	23.2%	1.4%

第1期計画期間(H27～H31)

第2期計画期間(R2～R6)

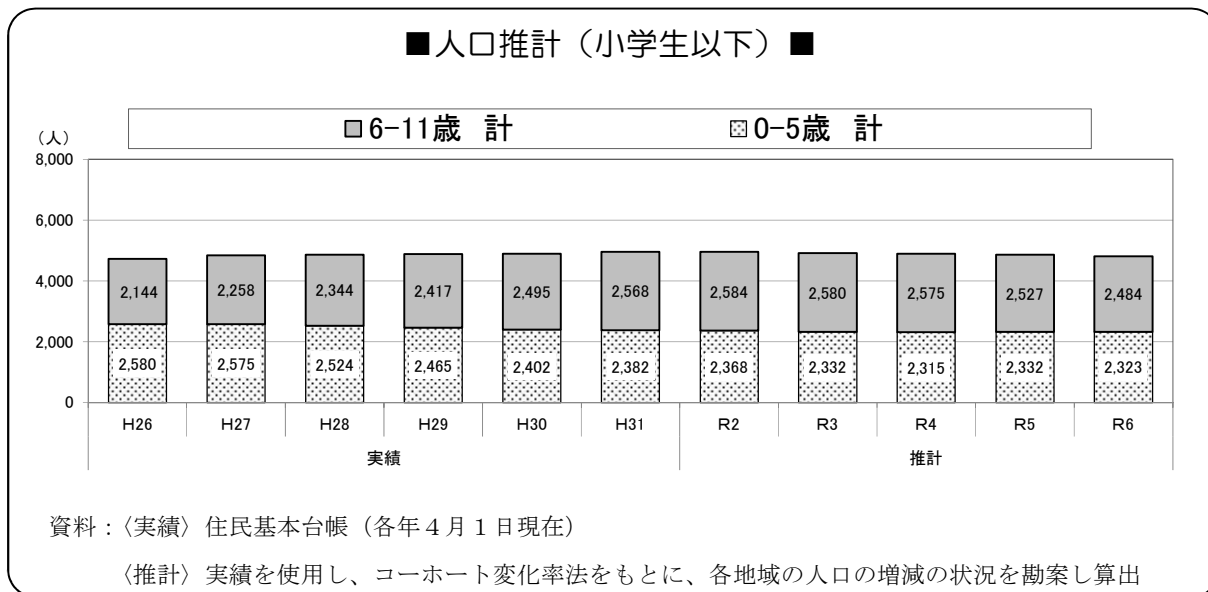
資料：〈実績〉住民基本台帳（各年4月1日現在）

〈推計〉実績を使用し、コーホート変化率法をもとに、各地域の人口の増減の状況を勘案し算出
大津小校区、美咲野小校区、室小校区は過去5年間、左記以外の校区は過去10年間の結果で算出

③人口の推移

就学前児童（0歳から5歳まで）は、平成31年（4月1日現在）の2,382人から令和6年の2,323人へと59人減少する見込みです。

小学生（6歳から11歳まで）は、平成31年（4月1日現在）の2,568人から令和6年の2,484人へと84人減少する見込みです。



■人口推計（小学生以下） 各年齢別■

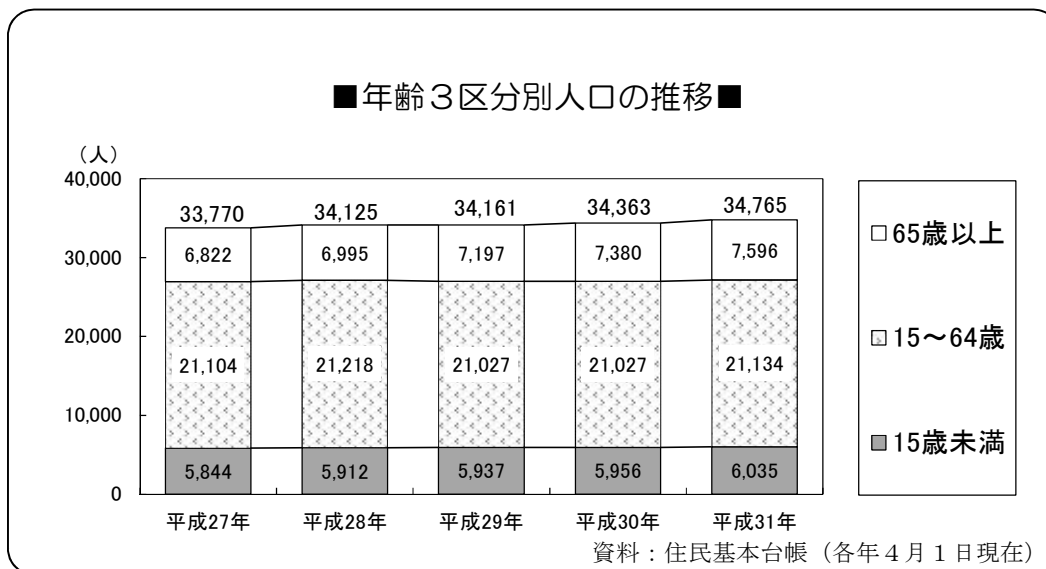
	実績						推計					増減 R6-H31
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
0歳	416	423	382	363	391	372	374	375	374	378	380	8
1歳	425	414	437	399	363	403	385	387	385	386	390	▲13
2歳	429	437	400	421	399	371	404	385	387	386	386	15
3歳	435	430	435	399	417	398	371	402	385	386	385	▲13
4歳	428	440	435	432	396	426	400	372	403	386	388	▲38
5歳	447	431	435	451	436	412	434	411	381	410	394	▲18
6歳	380	449	426	427	446	439	410	430	410	380	408	▲31
7歳	382	386	449	428	428	452	443	415	435	415	386	▲66
8歳	354	382	386	439	422	428	447	440	412	432	410	▲18
9歳	345	353	384	392	436	424	430	449	443	413	433	9
10歳	335	351	350	379	391	432	421	425	447	439	408	▲24
11歳	348	337	349	352	372	393	433	421	428	448	439	46
0-5歳計	2,580	2,575	2,524	2,465	2,402	2,382	2,368	2,332	2,315	2,332	2,323	▲59
0-2歳計	1,270	1,274	1,219	1,183	1,153	1,146	1,163	1,147	1,146	1,150	1,156	10
3-5歳計	1,310	1,301	1,305	1,282	1,249	1,236	1,205	1,185	1,169	1,182	1,167	▲69
6-11歳計	2,144	2,258	2,344	2,417	2,495	2,568	2,584	2,580	2,575	2,527	2,484	▲84
6-8歳計	1,116	1,217	1,261	1,294	1,296	1,319	1,300	1,285	1,257	1,227	1,204	▲115
9-11歳計	1,028	1,041	1,083	1,123	1,199	1,249	1,284	1,295	1,318	1,300	1,280	31
合計 (0-11歳)	4,724	4,833	4,868	4,882	4,897	4,950	4,952	4,912	4,890	4,859	4,807	▲143

資料：〈実績〉住民基本台帳（各年4月1日現在）

〈推計〉実績を使用し、コーホート変化率法をもとに、各地域の人口の増減の状況を勘案し算出

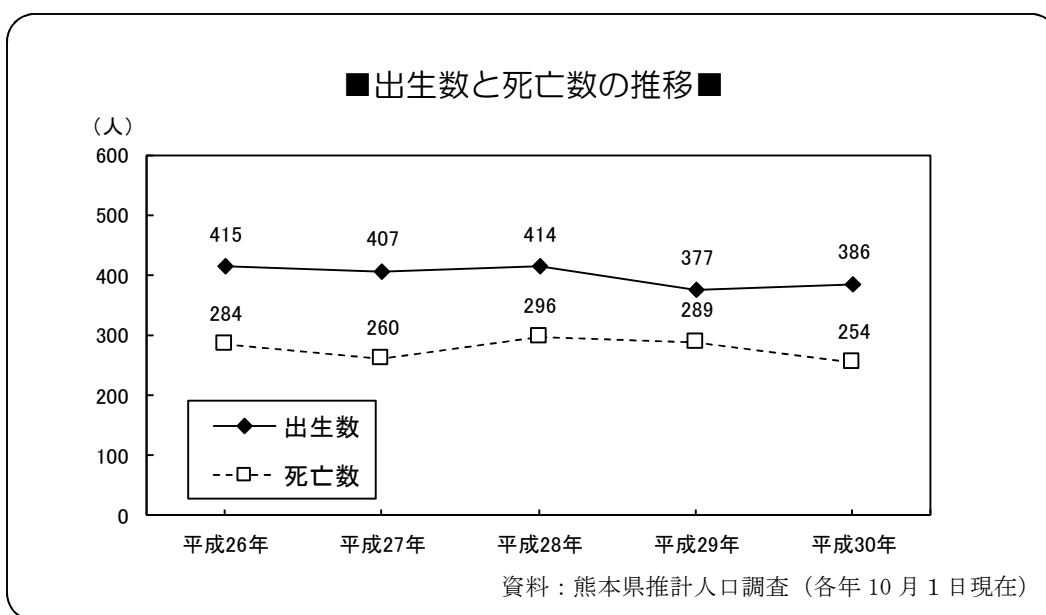
④年齢3区分別人口の推移

平成 27 年以降の人口の推移をみると、全体の人口は増加傾向にあり、年少人口である 15 歳未満と高齢者人口である 65 歳の人数が増加傾向にあります。生産年齢人口である 15 歳～64 歳については若干の増減がみられます。3 区分のうち、平成 27 年から平成 31 年までの増加率が最も高いのは 65 歳以上の高齢者人口で 11.3 ポイント増加となっており、高齢化が進んでいます。



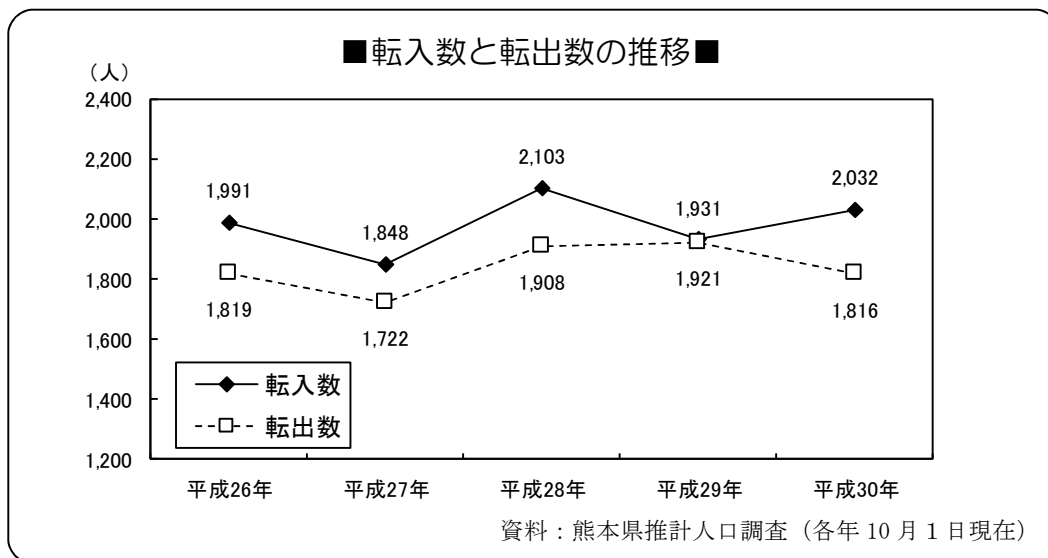
⑤自然動態－出生数と死亡数の推移－

本町の出生数は平成 29 年に減少していますが平成 30 年にはやや増加しています。死亡数については平成 28 年以降減少傾向にあります。一貫して出生数が死亡数を上回る自然増の状態が続いています。平成 30 年は、出生数 386 人に対し死亡数 254 人で 132 人の自然増となっています。



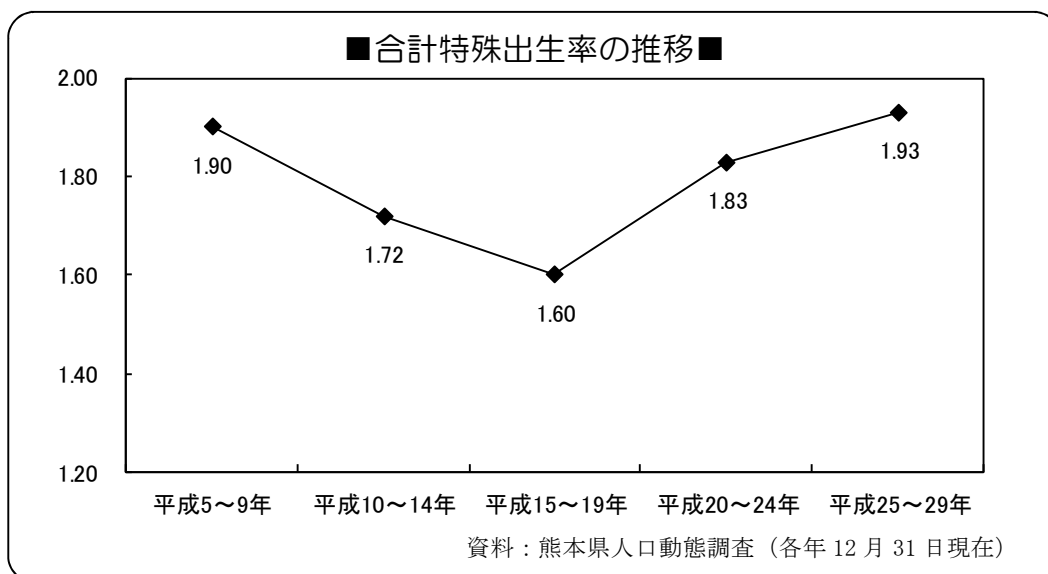
⑥社会動態－転入数と転出数の推移－

本町の転入数と転出数は、平成26年以降転入数が転出数を上回る社会増の状態が続いていますが、平成29年は転入数と転出数がほぼ同数となっています。平成30年は、転入数2,032人に対し転出数1,816人と、216人の社会増となっています。



⑦合計特殊出生率の推移

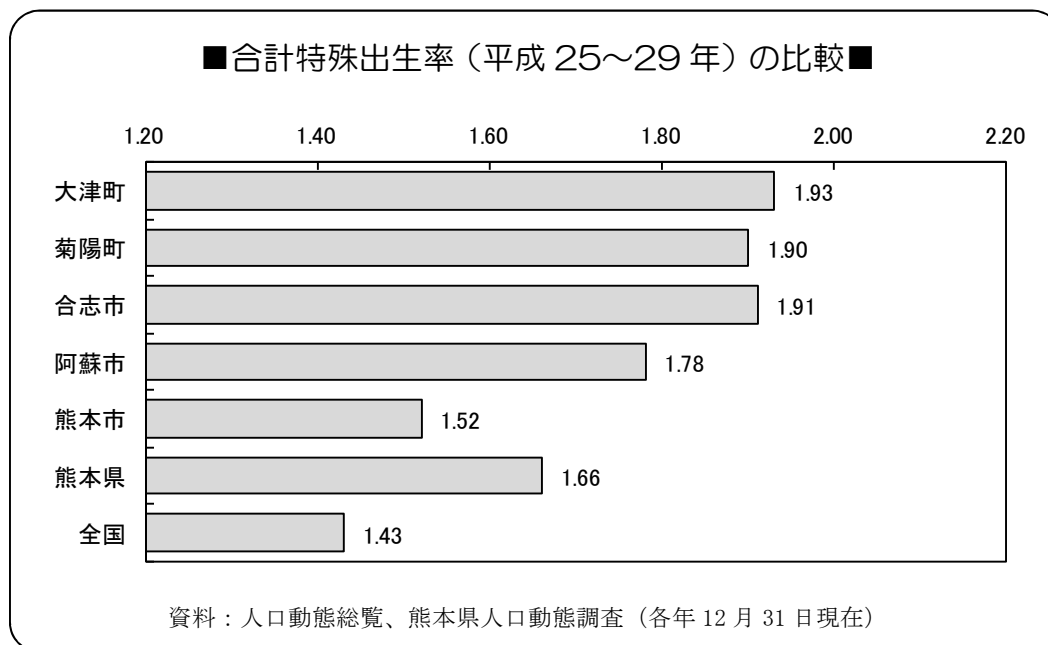
本町の平成5年以降の5年間隔での合計特殊出生率の推移は、平成5年～平成9年の1.90から平成15年～平成19年の1.60まで低下傾向にありましたが、平成25年～平成29年には1.93まで上昇しています。しかし、人口の維持に必要な合計特殊出生率が2.08程度とされていることを考えると、なお深刻な少子化状態が続いていることに変わりありません。



※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計した値で、1人の女子がその年次の年齢別出生率で生むと仮定した場合の、一生の間に生む平均子ども数を表します。

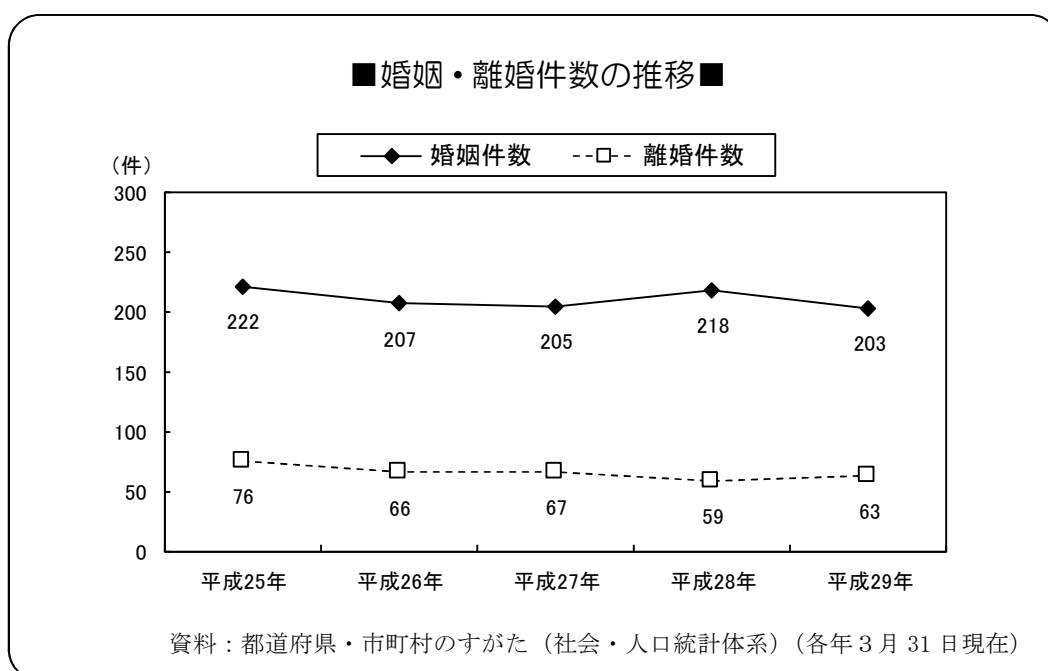
⑧合計特殊出生率の比較

平成25年～平成29年の合計特殊出生率を、全国、県、近隣市町と比較した結果は下図のとおりで、本町の合計特殊出生率はいずれの地域と比較しても数値が上回っています。



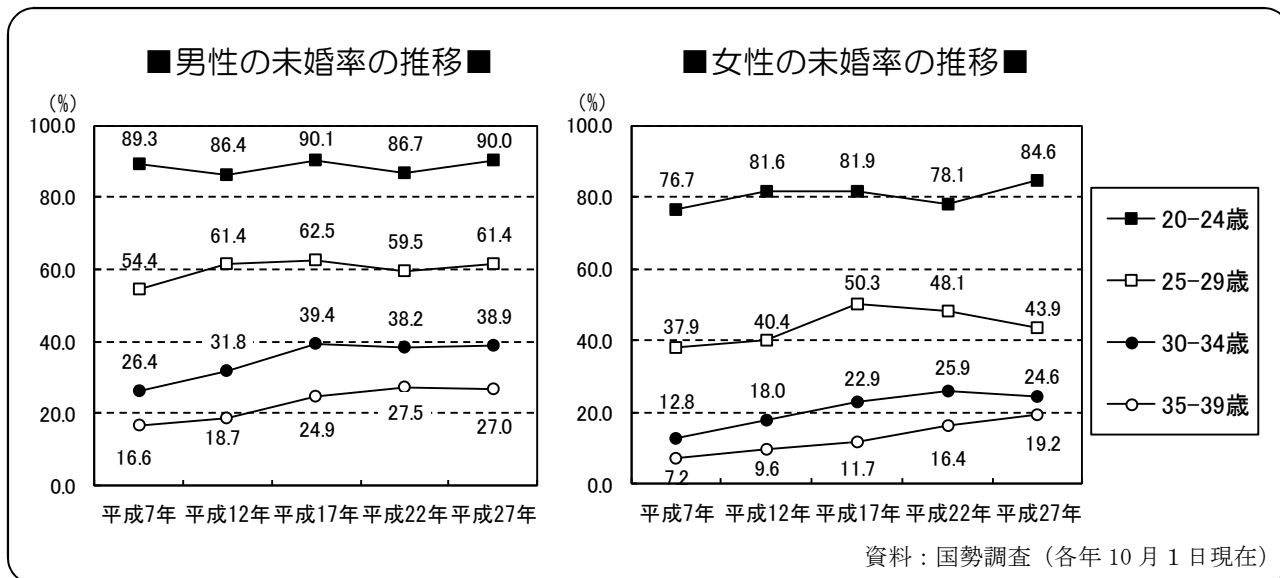
(2) 婚姻・離婚件数の推移

本町の婚姻・離婚件数の推移をみると、5年間の平均婚姻件数は211件、平均離婚件数は66.2件となっています。



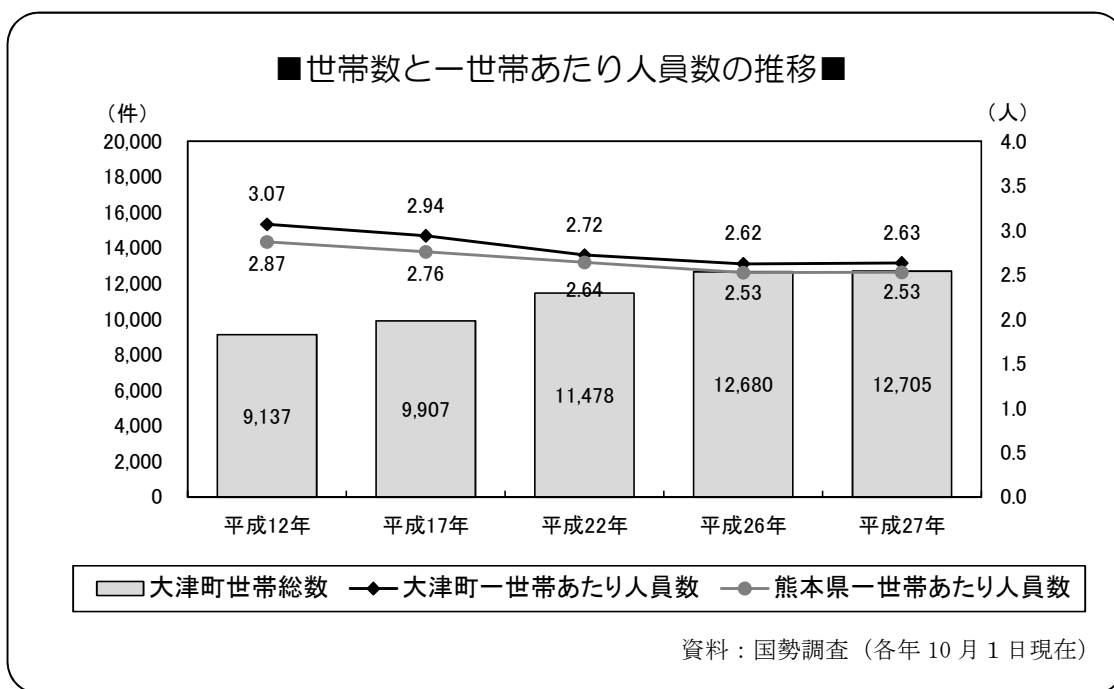
(3) 未婚率の推移

男女の未婚率の推移を5歳階層別にみると、全般的に増加傾向にあります。男性、女性ともに30代の未婚率の増加率が高く、晩婚化の傾向が進んでいることがうかがえます。



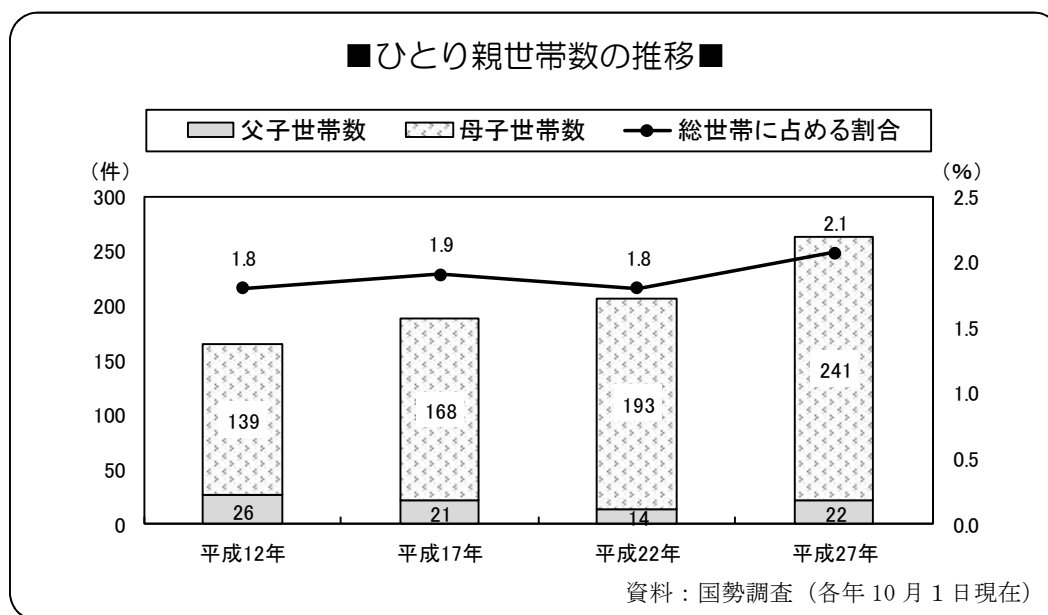
(4) 世帯数と一世帯あたり人員数の推移

世帯数をみると増加傾向にあります。一世帯あたりの人員数は減少傾向にあります。また、熊本県の一世帯あたり人員と比較すると本町は高い傾向にあります。



(5) ひとり親世帯数の推移

平成12年からの15年間の母子・父子世帯数の推移をみると、父子世帯が平成22年まで減少傾向にありましたが、平成27年に22件と増加しています。母子世帯数は、増加傾向にあり平成27年は241件となっています。ひとり親の総世帯に占める割合は平成27年に0.3ポイント増加しています。

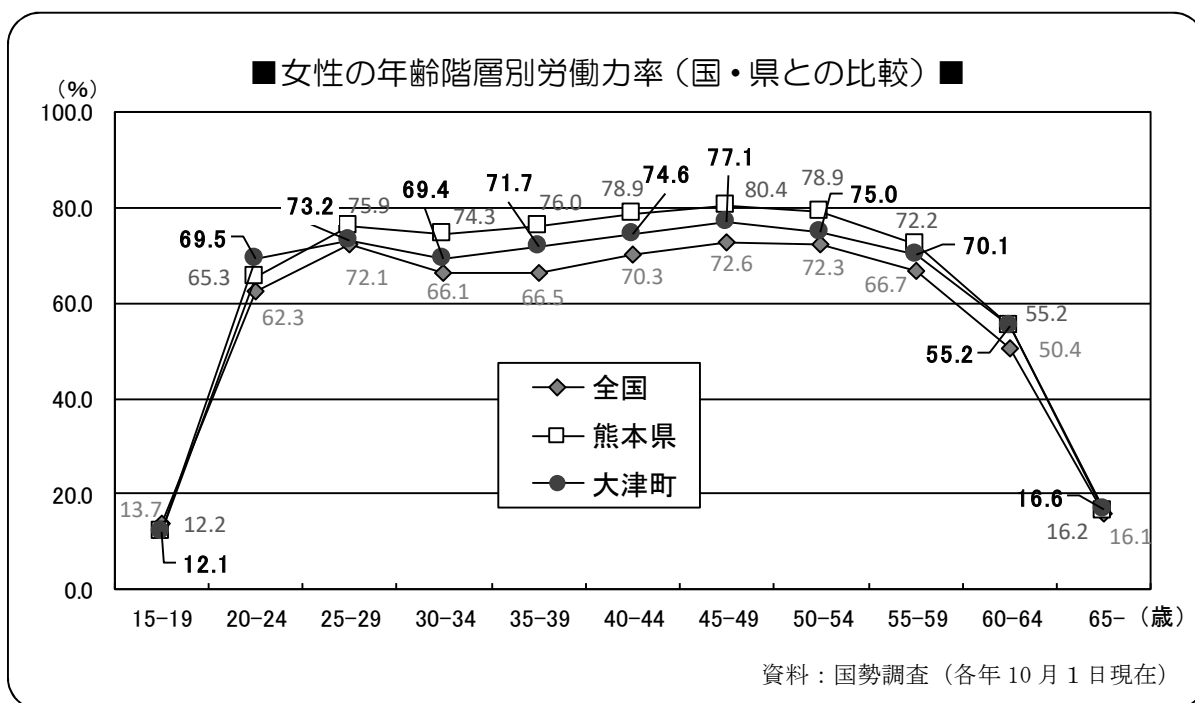


※ひとり親世帯数とは、核家族世帯のうち、未婚、死別又は離婚の女親（男親）とその未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯を表します。

(6) 女性の年齢階層別労働力率

女性の労働力率を年齢階層別にみると、ほぼ県と同様の、いわゆる「M字カーブ」を描いていることがわかります。労働力の増減の原因として、30代前半での労働力率の低下については、出産や育児による就労率の減少、30代後半からの増加については、再就職等による就労率の上昇であると考えられます。本町のグラフは県に比べると、「M字」の谷が大きくなっており、これは、夫婦共働きの割合や出産後も仕事を続ける女性の割合が、県に比べると低いことを示しています。

しかし、中には働き続けたくてもそれを可能にする社会環境が十分に整備されていないために、一旦仕事を離れざるを得ない女性もいます。現在、働いている又は働きたい女性が家庭生活と職業生活を両立し、結婚、出産、育児期にも継続して働くことができる社会環境の整備をより推進していく必要があります。



女性の年齢階層別労働力率（大津町）

（単位：％）

年齢	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-
H22年	15.0	69.7	71.6	64.0	67.8	72.7	75.5	72.2	66.1	47.8	13.8
H27年	12.1	69.5	73.2	69.4	71.7	74.6	77.1	75.0	70.1	55.2	16.6

2 子育て支援サービス等の現状

「子ども・子育て支援法」に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童（保育の必要性あり）	保育所 認定こども園 地域型保育*
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童（保育の必要性あり）	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所（園）の両方の機能を併せ持った施設として、都道府県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…市町村から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

（1）2号認定・3号認定の状況

①入所状況の推移

平成31年4月1日現在、町内には公立の認可保育所2施設、私立の認可保育所が8施設、私立の幼保連携型認定こども園が1施設、私立の小規模保育所が4施設あり、計15施設で総定員が1,239人となっています。定員に対する入所率は施設によってばらつきがありますが、定員に関する国の弾力運用に基づき、町内のほぼすべての施設で定員を超えた受け入れを行っています。

更に近年保育の需要の高まりにより慢性的に待機児童が発生しています。平成31年4月1時点での待機児童は15人となっています。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

定員数、入所児童数、入所率等の推移（単位：人、所）

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
入所対象児童数（0～5歳）A	2,575		2,524		2,465		2,402		2,382	
町内施設数	13		13		14		15		15	
公立保育所	2		2		2		2		2	
私立保育所	7		7		8		8		8	
私立幼保連携型認定こども園	0		0		0		1		1	
私立小規模保育所	4		4		4		4		4	
定員	1,025		1,032		1,122		1,216		1,239	
入所児童数（0～5歳）B	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号
	683	496	705	507	748	526	801	567	827	563
	1,179		1,212		1,274		1,368		1,390	
公立保育所	92	45	99	57	99	56	102	55	99	56
	137		156		155		157		155	
私立保育所	591	426	606	419	649	441	665	461	680	448
	1,017		1,025		1,090		1,126		1,128	
私立幼保連携型 認定こども園	0	0	0	0	0	0	34	15	48	20
	0		0		0		49		68	
私立小規模保育所	0	25	0	31	0	32	0	36	0	39
	25		31		32		36		39	
利用率（B/A）	45.8%		48.0%		51.7%		57.0%		58.4%	
待機児童数	38		47		61		24		15	

資料：〈入所対象児童数〉住民基本台帳（各年4月1日現在）
 〈町内施設数〉〈定員〉〈入所児童数〉大津町子育て支援課（各年4月1日現在）
 〈待機児童数〉大津町子育て支援課（各年4月1日）

②年齢別の推移

平成27年からの2号認定・3号認定の年齢別入所状況の推移は以下の通りです。2歳児以降の入所率が高くなっています。平成31年と平成27年を比べるとすべての年齢で入所率は増加しています。特に2歳児は約17ポイント増加しています。

年齢別入所者数の推移 (単位：人)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳児	児童総数	423	382	363	391	372
	入所児童数	68	58	74	85	76
	利用率(%)	16.1%	15.2%	20.4%	21.7%	20.4%
1歳児	児童総数	414	437	399	363	403
	入所児童数	198	219	200	222	228
	利用率(%)	47.8%	50.1%	50.1%	61.2%	56.6%
2歳児	児童総数	437	400	421	399	371
	入所児童数	230	230	255	260	259
	利用率(%)	52.6%	57.5%	60.6%	65.2%	69.8%
3歳児	児童総数	430	435	399	417	398
	入所児童数	232	239	242	264	268
	利用率(%)	54.0%	54.9%	60.7%	63.3%	67.3%
4歳児	児童総数	440	435	432	396	426
	入所児童数	221	240	249	262	278
	利用率(%)	50.2%	55.2%	57.6%	66.2%	65.3%
5歳児	児童総数	431	435	451	436	412
	入所児童数	230	226	257	275	281
	利用率(%)	53.4%	52.0%	57.0%	63.1%	68.2%

資料：〈児童総数〉住民基本台帳（各年4月1日現在）

〈入所児童数〉大津町子育て支援課（各年4月1日現在）

(2) 1号認定の状況

①入園状況の推移

平成31年4月1日現在、町内には公立の幼稚園2施設、私立の幼稚園1施設、私立の幼保連携型認定こども園が1施設、計4施設あります。平成30年、大津音楽幼稚園が認定こども園へ移行したことにより、平成30年以降は総定員が670人となっています。

定員数、入園児童数、入所率等の推移 (単位：人、園)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
入園対象児童数(3～5歳)A	2,575	2,524	2,465	2,402	2,382
町内施設数	4	4	4	4	4
公立幼稚園	2	2	2	2	2
私立幼稚園	2	2	2	1	1
私立幼保連携型認定こども園	0	0	0	1	1
定員	730	730	730	670	670
入園児童数(3～5歳)B	537	512	491	403	347
公立幼稚園	254	222	201	182	172
私立幼稚園	283	290	290	111	98
私立幼保連携型認定こども園	0	0	0	110	77
利用率(B/A)	20.9%	20.3%	19.9%	16.8%	14.6%

資料：〈入園対象児童数〉住民基本台帳（各年4月1日現在）

〈町内施設数〉〈定員〉〈入園児童数〉大津町子育て支援課（各年5月1日現在）

②年齢別の推移

平成 27 年からの 1 号認定の年齢別入園状況の推移は以下の通りです。定員に対する入園率（利用率）については年々減少傾向にあります。3 歳～5 歳については年齢別にみてもどの年齢においても入園率（利用率）は減少しています。

年齢別入園者数の推移（単位：人）

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
3 歳児	児童総数	430	435	399	417	398
	入園児童数	150	150	151	122	106
	利用率(%)	34.9%	34.5%	37.8%	29.3%	26.6%
4 歳児	児童総数	440	435	432	396	426
	入園児童数	195	169	156	124	123
	利用率(%)	44.3%	38.9%	36.1%	31.3%	28.9%
5 歳児	児童総数	431	435	451	436	412
	入園児童数	187	189	178	151	117
	利用率(%)	43.4%	43.4%	39.5%	34.6%	28.4%

資料：〈児童総数〉住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）
 〈入園児童数〉大津町子育て支援課（各年度 4 月 1 日現在）

参考：3 歳未満児の推移（単位：人）

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
3 歳未満児	児童総数	435	399	416	397
	入園児童数	21	13	32	35
	利用率(%)	4.8%	3.3%	7.7%	8.8%

資料：〈児童総数〉住民基本台帳（各年度 3 月 31 日現在）
 〈入園児童数〉大津町子育て支援課（各年度 3 月 31 日現在）

(3) 母子保健事業

①相談・指導事業の実施内容

母子の健康に関する事業として、妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産に臨めるよう、母子手帳交付時に、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行っています。

また、母子の産後の健康管理と、子どもの成長・発達の支援のために新生児・乳児訪問指導や乳幼児健診を実施しています。

さらに、保護者が子どもの成長・発達を理解し、子ども自身がつもつ育つ力をひきだし支える環境を整えられるように、保護者等が学習できる機会として、健診や育児相談等を実施しています。

②乳幼児健康診査の実施状況

本町では4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とした健康診査を行っています。実施状況は以下のとおりです。未受診者については、電話や訪問等で受診勧奨を行い、未受診の状況把握に努めています。

乳幼児健康診査の実施状況の推移 (単位：人)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
4か月児 健康診査	受診状況				
	対象者	413	342	378	377
	受診者	409	340	377	374
	受診率(%)	99.0	99.4	99.7	99.2
7か月児 健康診査	受診状況				
	対象者	416	367	376	392
	受診者	408	355	372	391
	受診率(%)	98.1	96.7	98.9	99.7
1歳 6か月児 健康診査	受診状況				
	対象者	416	416	386	366
	受診者	405	402	382	364
	受診率(%)	97.4	96.6	99.0	99.5
	むし歯有病者率(%)	1.7	1.2	2.4	1.4
3歳児 健康診査	受診状況				
	対象者	432	407	409	411
	受診者	421	402	401	404
	受診率(%)	97.5	98.8	98.0	98.3
	むし歯有病者率(%)	16.4	13.7	15.7	12.4

資料：大津町健康保険課

3 前子ども・子育て支援事業計画の状況

前子ども・子育て支援事業計画の計画見込み量に対する実績は以下になります。見込みよりもニーズが過大に出ている事業もあります。そのため、第2期大津町子ども・子育て支援事業計画では実績を勘案しながら見込みを設定する必要があります。

前計画の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
教育・保育					
1号認定 単位：人					
計画	587	610	614	623	623
実績	536	514	480	397	351
2号認定 単位：人					
計画	740	770	775	786	787
実績	692 (683)	707 (705)	760 (748)	827 (801)	— (827)
3号認定（0歳） 単位：人					
計画	140	141	142	143	144
実績	146 (68)	130 (58)	155 (74)	160 (85)	— (76)
3号認定（1歳・2歳） 単位：人					
計画	459	458	465	468	470
実績	456 (428)	460 (449)	480 (455)	507 (482)	— (487)
地域子ども・子育て支援事業					
時間外保育事業（延長保育事業） 単位：人					
計画	500	500	500	500	
実績	695	664	670	696	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 単位：人					
計画	651	688	738	768	
実績	653	713	738	797	
子育て短期支援事業（ショートステイ） 単位：人日					
計画	35	35	36	36	
実績	0	0	0	14	
地域子育て支援拠点事業 単位：人日/月					
計画	1,603	1,606	1,623	1,634	
実績	1,914	1,786	1,808	1,295	
一時預かり事業（幼稚園） 単位：人日					
計画	27,114	28,142	28,390	28,888	
実績	2,399	2,645	2,305	2,516	
一時預かり事業（保育所等） 単位：人日					
計画	1,820	1,820	1,820	1,820	
実績	918	1,155	726	512	

※1～3号認定の実績の（ ）は4月1日時点の実績を表します。

※「地域子育て支援拠点事業」は1か月あたりの実績を表します。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
病児・病後児保育 単位：人日					
計画	1,000	1,000	1,000	1,000	
実績	378	378	301	230	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 単位：人日					
計画	189	199	213	223	
実績	3,038	2,859	1,699	1,457	
利用者支援事業 単位：箇所					
計画	1	1	1	1	
実績	0	0	0	0	
妊婦健康診査 単位：人					
計画	420	430	430	440	
対象者	394	393	383	382	
実績	394	393	383	382	
乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業 単位：人					
計画	403	413	413	422	
対象者	386	349	424	369	
実績	385	341	410	349	
(参考) 出生数 4月1日時点 の0歳児人口	407人	414人	377人	386人	

※「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学前）」は一時預かり事業（保育所等）の計画値が反映されています。

※「養育支援訪問事業」の実績は、平成 27 年から平成 30 年までありません。

4 アンケート調査結果による子育て支援のニーズ

(1) 就学前児童の保護者・小学生の保護者に対するアンケート調査の概要

①調査の目的

本調査は、子ども・子育てを取り巻く現状や、子育て中の保護者の方がどのようなニーズ(要望)を持っているのかを把握することを目的に実施しました。

②調査対象

平成30年12月1日現在、大津町内の就学前児童及び小学生がいる全家庭の保護者

③調査方法

郵送による配布・回収

④調査期間

平成30年12月7日(金)から平成30年12月24日(月)まで

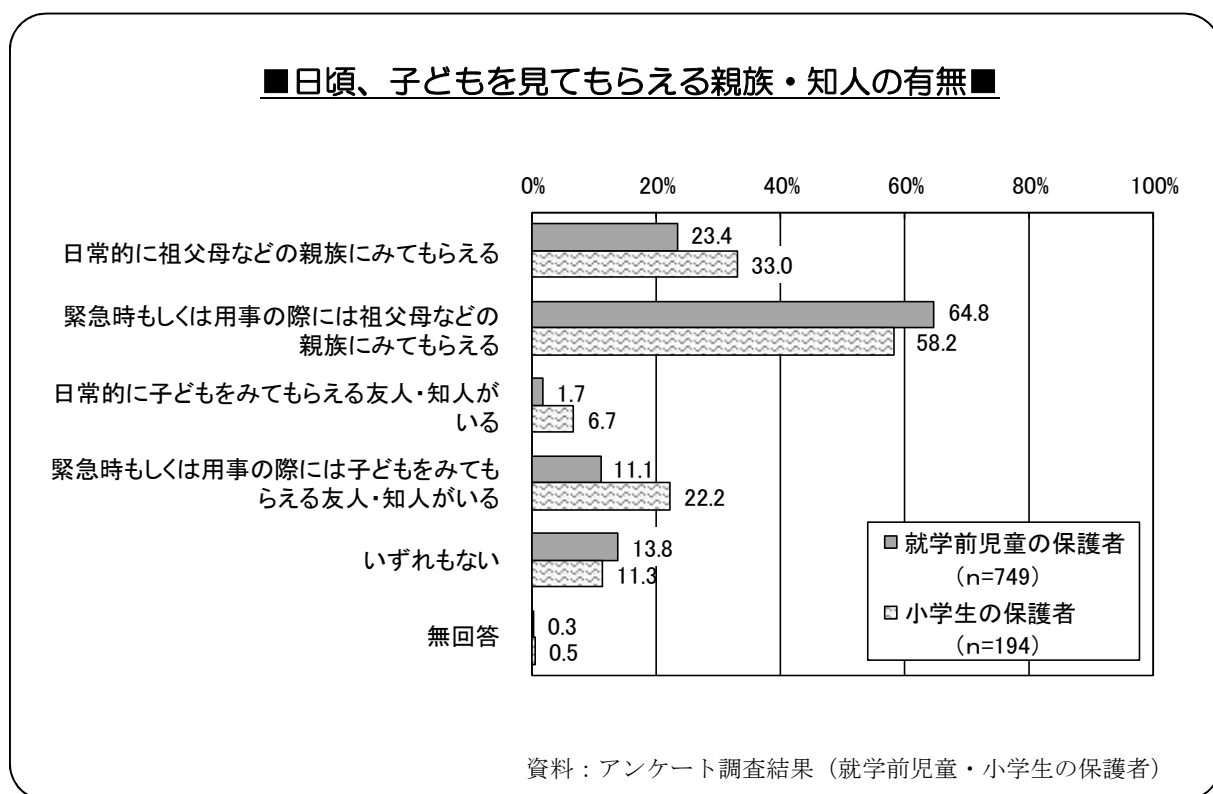
⑤回収状況

調査種類	就学前児童の保護者	小学生の保護者
配布数	1,897件	614件
回収数	749件	194件
回収率	39.5%	31.6%

(2) 就学前児童の保護者・小学生の保護者に対するアンケート調査の結果

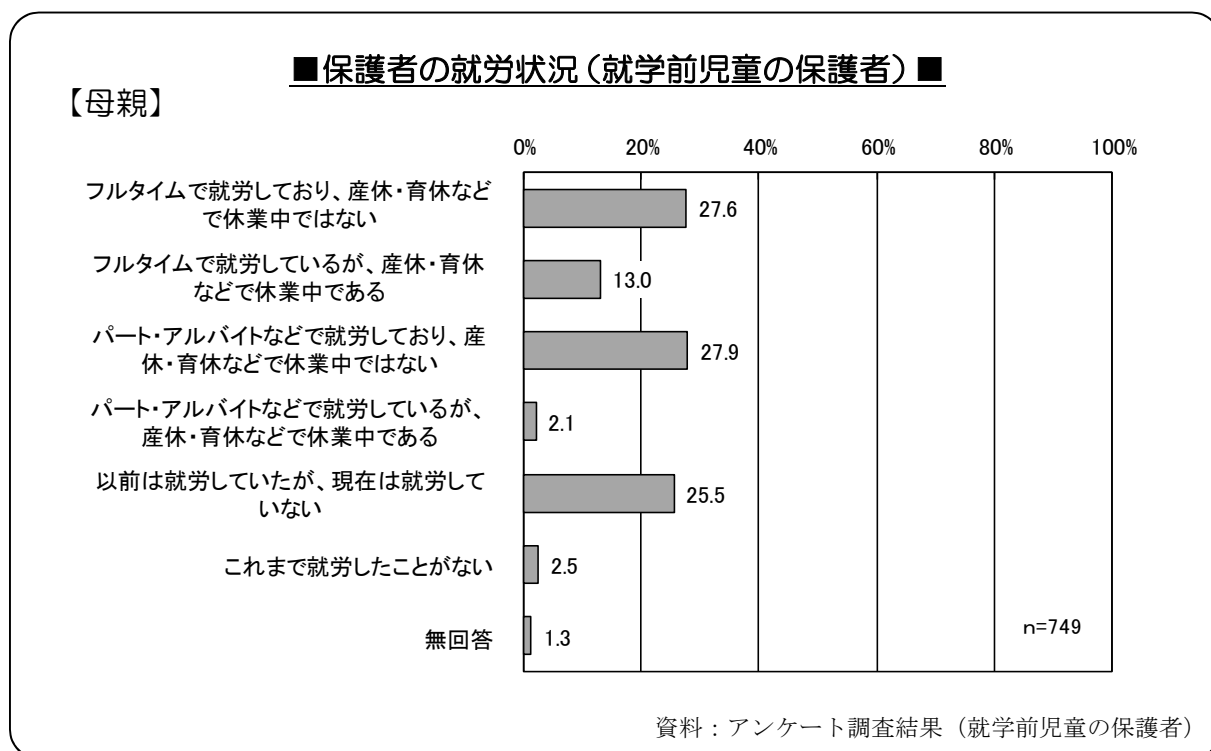
①日頃、子どもを見てもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもを見てもらえる親族・知人の有無については、大半の保護者は日常的又は緊急時に子どもを見てもらえることができる環境にありますが、一定数(「いずれもない」: 就学児童前の保護者 13.8%、小学生の保護者 11.3%)は子どもを見てもらうことができない状況となっています。



②保護者の就労状況

母親の就労状況については、就労している（産休・育休などを含む）人は70.6%、就労していない人は28.0%となっています。

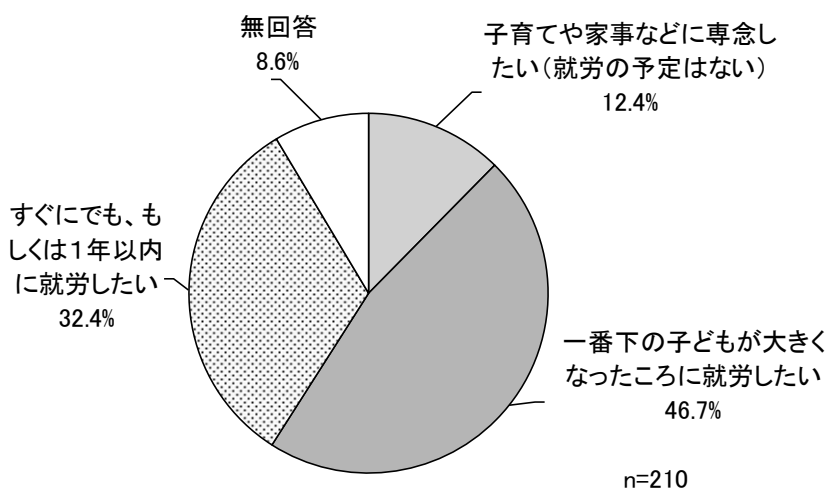


母親の非就労者に今後の就労意向を尋ねたところ、今後、就労したいという意向は 79.1% となっています。

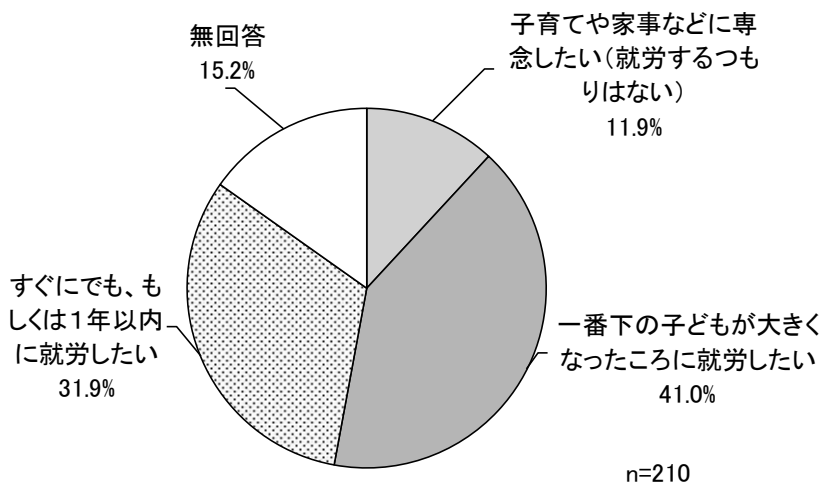
また、幼稚園、保育園、認定こども園の費用が無償化された場合の就労意向を尋ねたところ、今後、就労したいという意向は 72.9% となっており、子育てをしながら働きたいと考えている母親は多いと考えられます。

■非就労者の就労意向（就学前児童の保護者）■

【母親】



■幼稚園、保育園、認定こども園の費用が無償化された場合の非就労者の就労意向（就学前児童の保護者）■



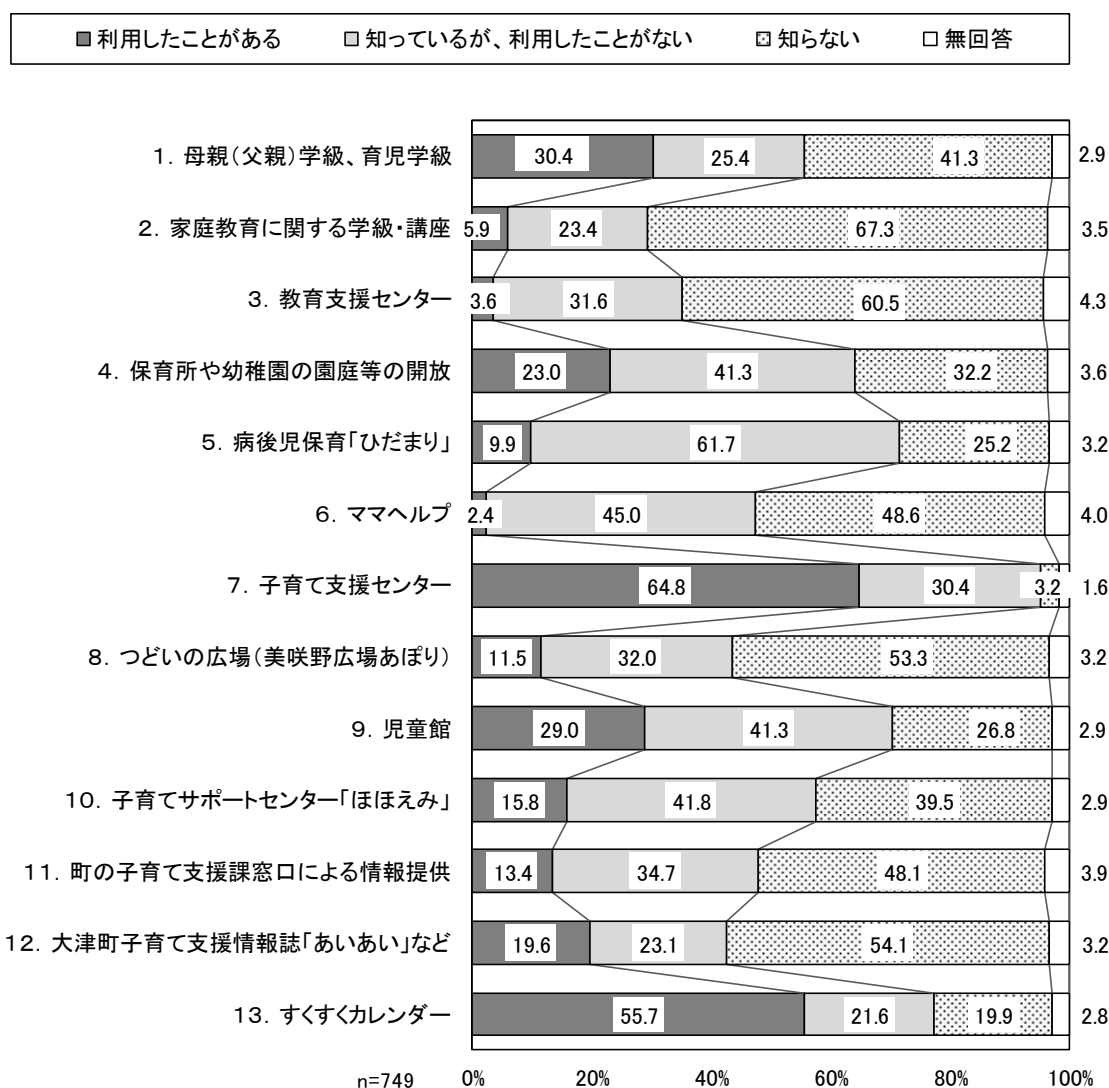
資料：アンケート調査結果（就学前児童の保護者）

③支援サービスの認知度・利用状況、利用意向

支援サービスの認知度については、「2. 家庭教育に関する学級・講座」「3. 教育支援センター」「8. つどいの広場（美咲野広場あぼり）」「12. 大津町子育て支援情報誌「あいあい」など」について知らないと回答した人の割合が半数を超えています。

また、利用したことがあるについては、「7. 子育て支援センター」「13. すくすくカレンダー」の割合が半数を超えています。

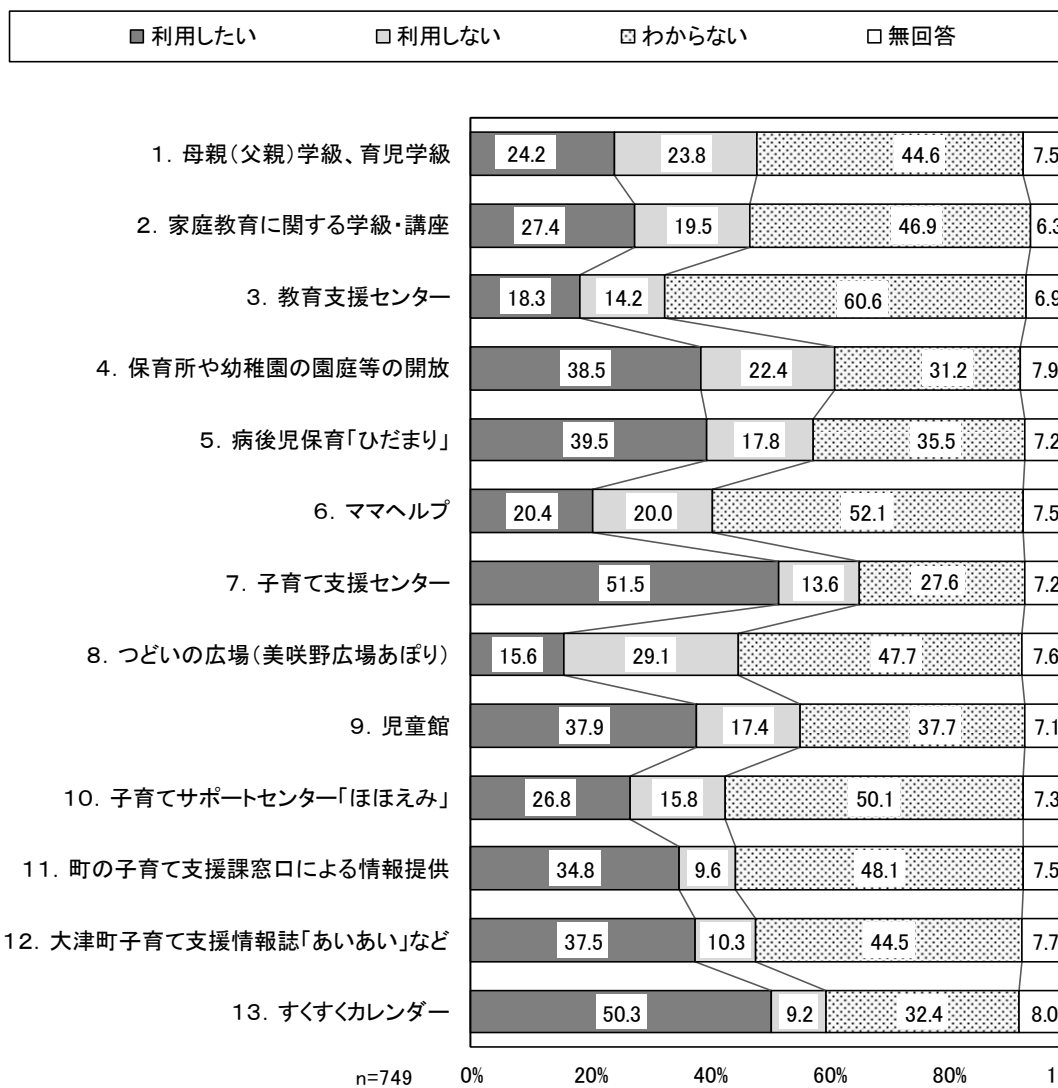
■認知度・利用状況（就学前児童の保護者）■



資料：アンケート調査結果（就学前児童の保護者）

今後、利用したい支援サービスについては、「7. 子育て支援センター」「13. すくすくカレンダー」の割合が半数を超えています。現在、認知度が低い支援サービスについても利用意向があることから、今後は支援サービスの周知・広報に努める必要があります。

■今後の利用意向（就学前児童の保護者）■

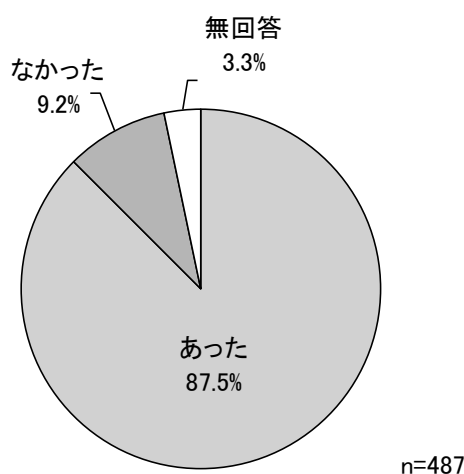


資料：アンケート調査結果（就学前児童の保護者）

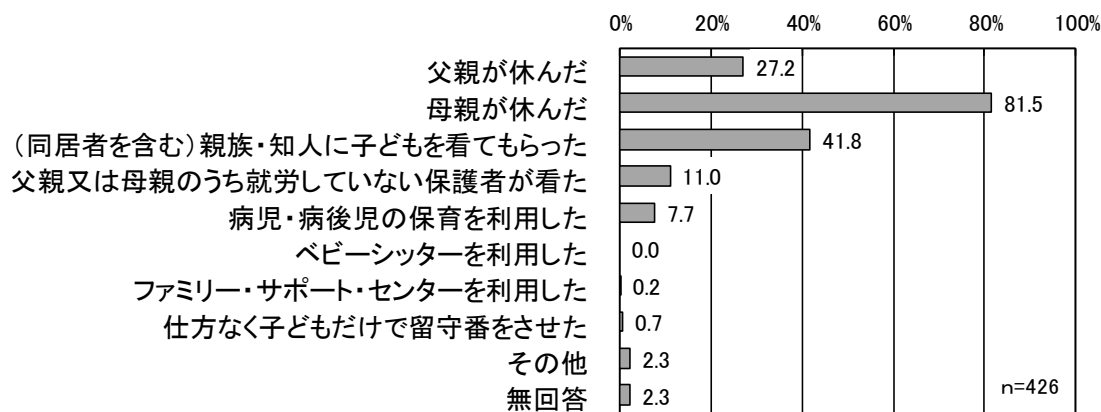
④この1年間の子どもの病気やけがの際の対応状況

平日の定期的な教育・保育の事業を利用している保護者のうち、この1年間に、子どもが病気やけがで幼稚園・保育所などを利用できなかったことが「あった」と回答した人の割合は87.5%となっており、その際の対処方法については「母親が休んだ」が81.5%と最も多くなっています。

■子どもが病気やけがで幼稚園・保育所などを利用できなかったことの有無
(就学前児童の保護者) ■



■幼稚園・保育所などを利用できなかった場合の対処方法
(就学前児童の保護者) ■

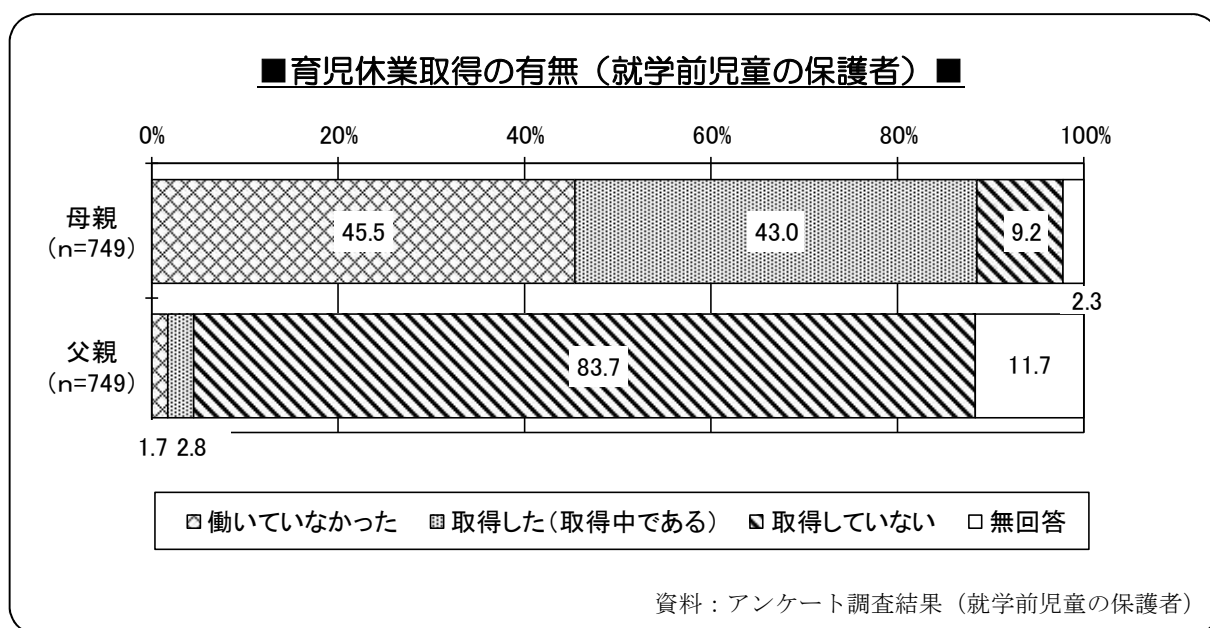


資料：アンケート調査結果（就学前児童の保護者）

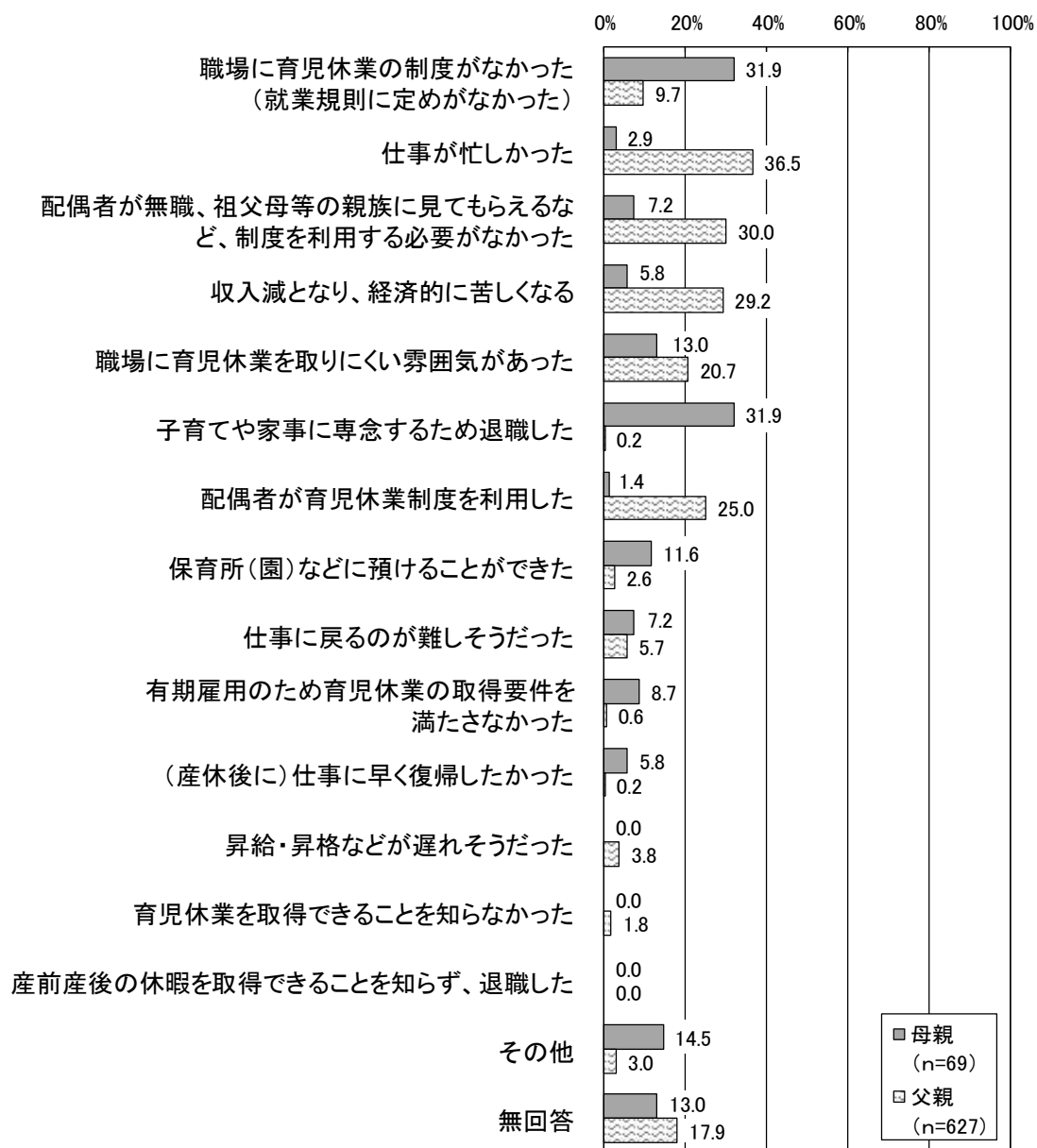
⑤ 育児休業取得の状況

育児休業取得の有無については、育児休業を「取得した（取得中である）」母親は43.0%、父親は2.8%となっています。育児休業を「取得していない」母親は9.2%、父親は83.7%となっており、父親の育児休業取得率は低くなっています。

育児休業を取得していない理由については、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が多く、父親では「仕事が忙しかった」「配偶者が無職、祖父母等親族に見てもらえるなど制度を利用する必要がなかった」が多くなっています。「職場に育児休業の制度がなかった」「仕事が忙しかった」等の理由が挙げられており、仕事と家庭等の両立に関して職場等に意識改革に向けた啓発等を行う必要があります。



■ 育児休業取得を取得していない理由（就学前児童の保護者） ■



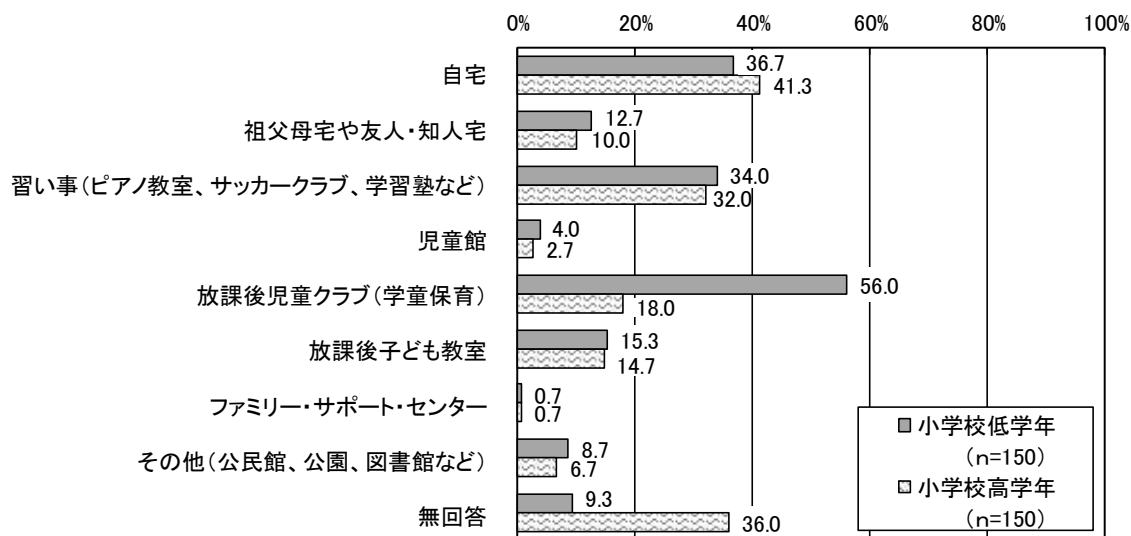
資料：アンケート調査結果（就学前児童の保護者）

⑥放課後に過ごさせたい場所

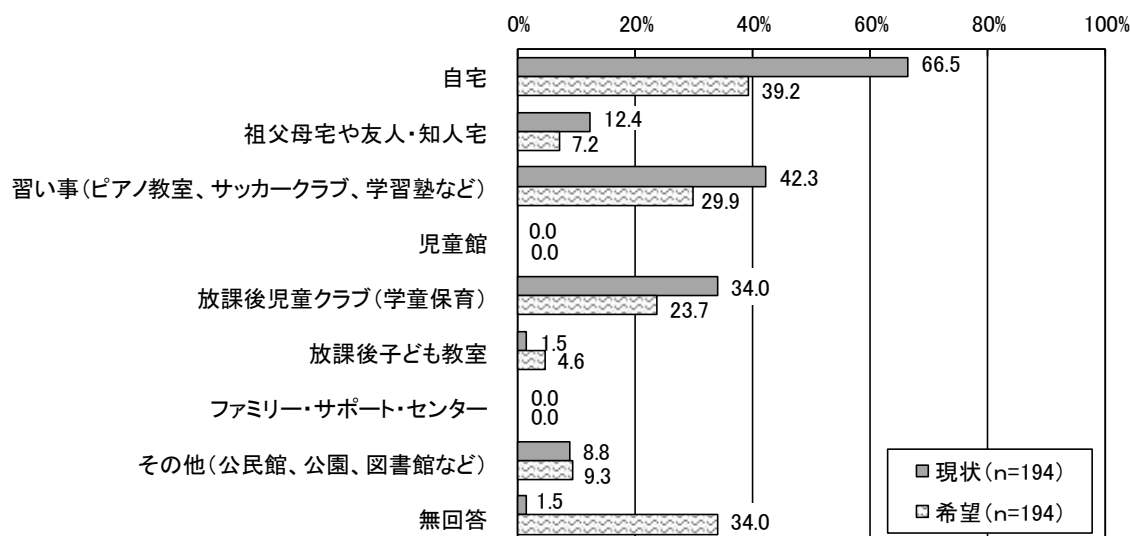
放課後に過ごさせたい場所については、子どもの状況によって違いはありますが、「自宅」「習い事」「放課後児童クラブ」が多くなっています。

就学前児童の保護者の意向として、小学校低学年のうちは放課後児童クラブの割合が高いですが、小学校高学年では低くなっています。

■放課後に過ごさせたい場所（就学前児童の保護者）■



■放課後に過ごさせたい場所（小学生の保護者）■

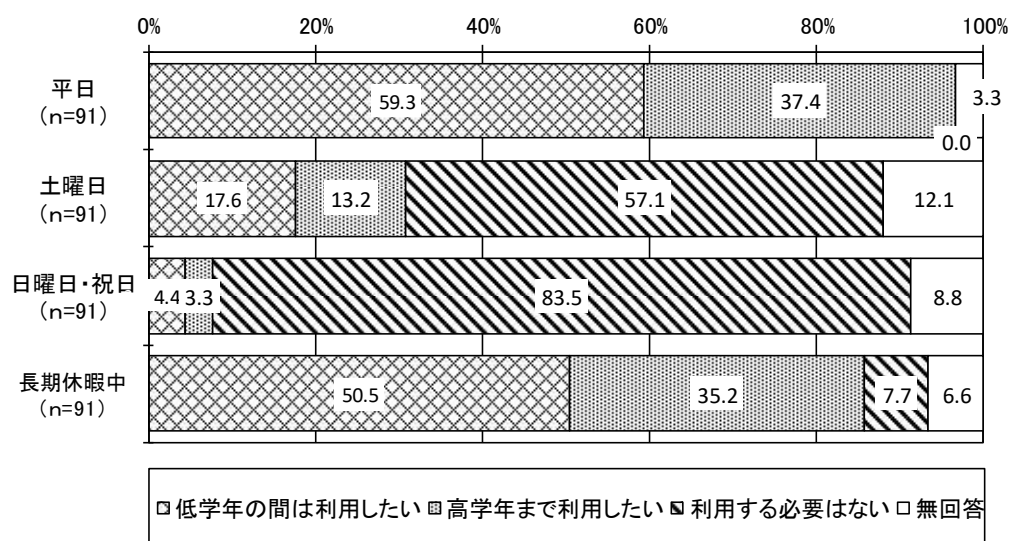


資料：アンケート調査結果（就学前児童・小学生の保護者）

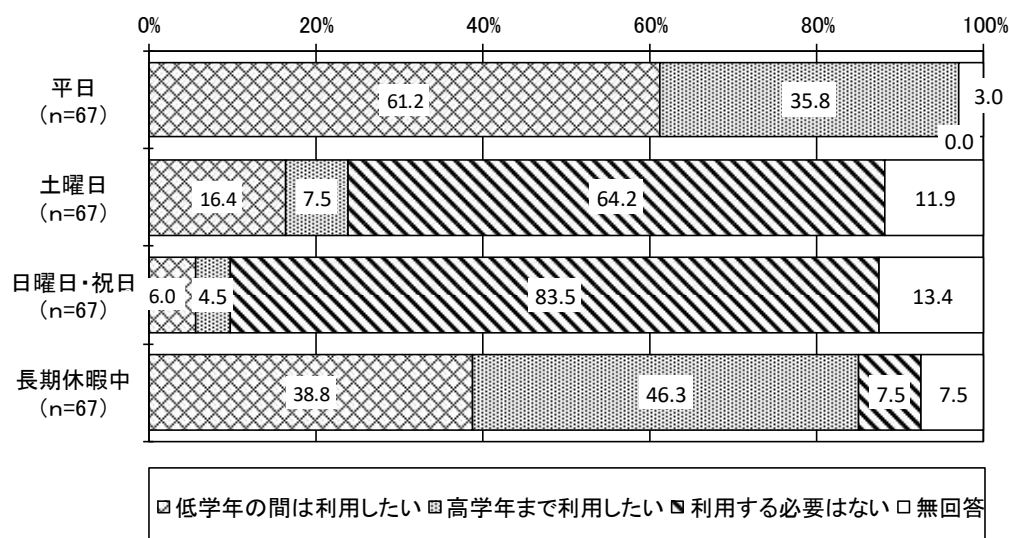
⑦放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向

放課後児童クラブの平日、土曜日、日曜日・祝日及び夏休み・冬休みなどの長期休暇中の利用意向については、就学前児童、小学生の保護者ともに、「平日」「長期休暇中」の利用意向が多くなっています。

■放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向（就学前児童の保護者）■



■放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向（小学生の保護者）■

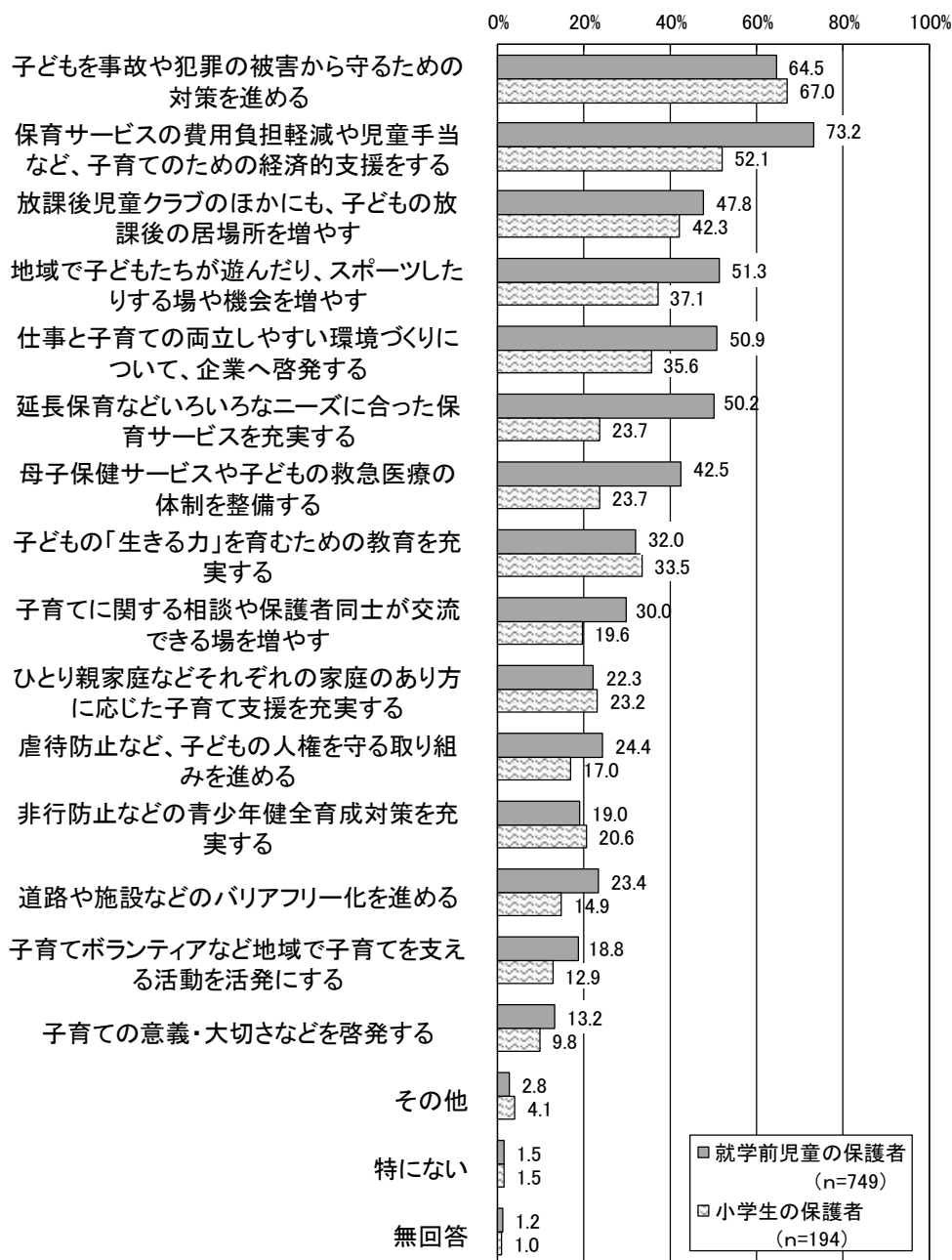


資料：アンケート調査結果（就学前児童・小学生の保護者）

⑧子どもを健やかに生み育てるために町に期待すること

子どもを健やかに生み育てるために町に期待することについては、就学前児童、小学生の保護者ともに「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」「児童手当など、子育てのための経済的支援をする」の割合が多くなっています。

■子どもを健やかに生み育てるために町に期待すること■



資料：アンケート調査結果（就学前児童・小学生の保護者）

(3) 保育士に対するアンケート調査の概要

①調査の目的

近年、保育所等への申込者の急増を背景に、保育の受け入れ枠の拡大を図る必要がありますが、そのためには保育人材の確保が必須であり、全国的に保育士不足が深刻化する中で、必要な人材をいかに確保するかが大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、「大津町子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、安定的に保育人材を確保し、定着化を図っていくための具体的な方策を協議するための基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査対象

平成30年12月1日現在、大津町内の園（施設）で勤務している保育士

③調査方法

町内の園（施設）の協力による配布・郵送

④調査期間

平成30年12月10日（月）から平成30年12月25日（火）まで

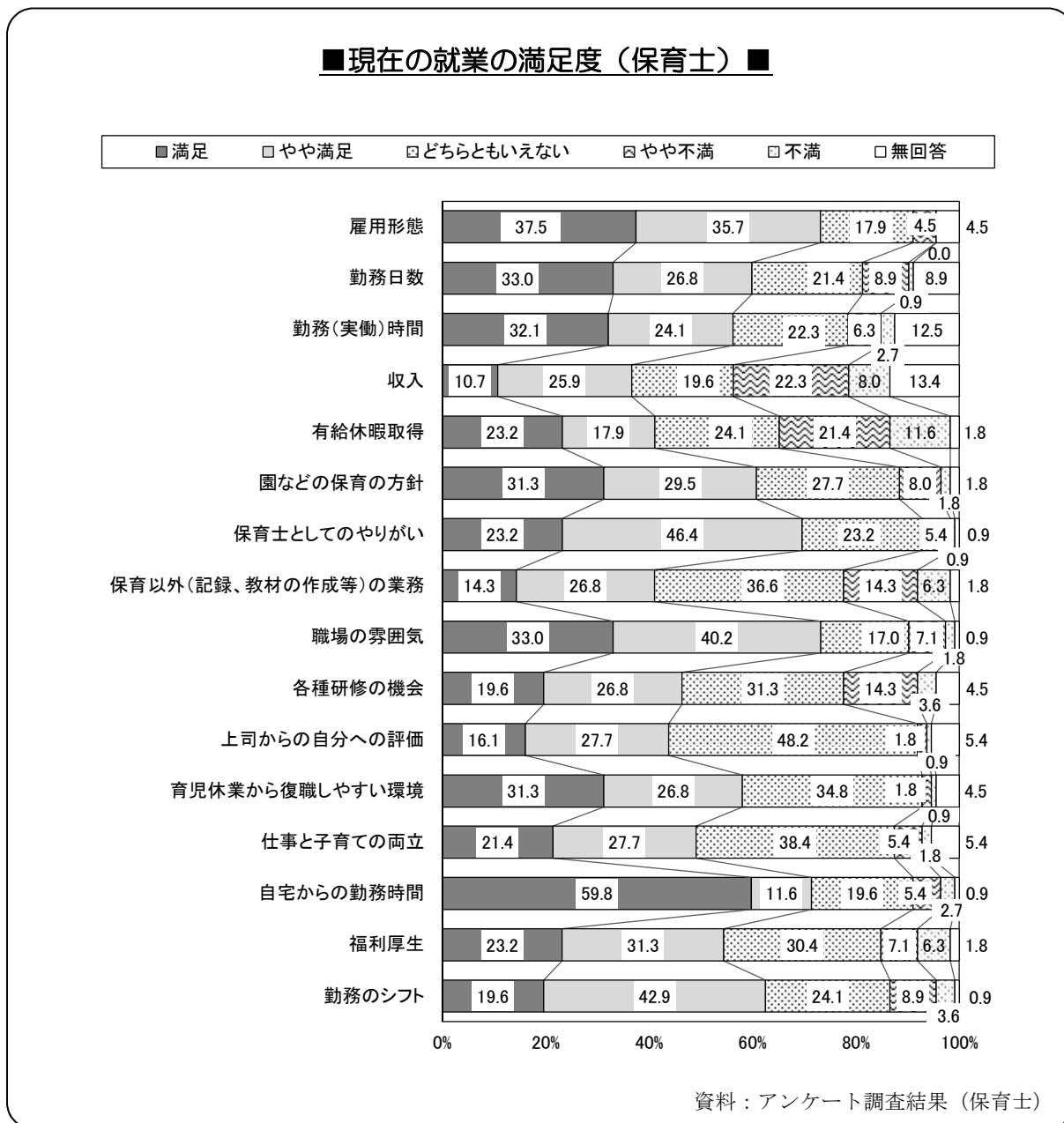
⑤回収状況

配布数	249件
回収数	112件
回収率	45.0%

(4) 保育士に対するアンケート調査の結果

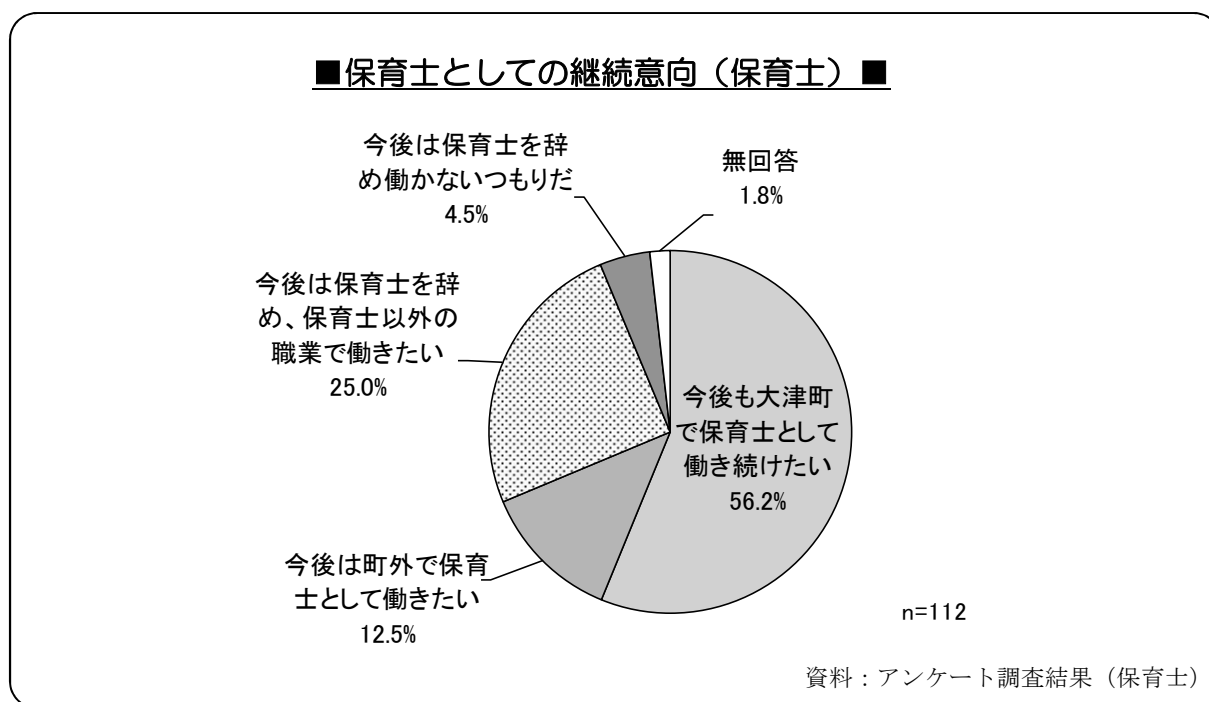
①現在の就業の満足度

現在の就業の満足度については、「雇用形態」「職場の雰囲気」「自宅からの通勤時間」の『満足』（「満足」＋「やや満足」）の割合が7割を超えています。『不満』（「不満」＋「やや不満」）は、「収入」「有給休暇取得」が3割程度と多くなっています。



②保育士としての継続意向

保育士としての継続意向については、「今後も大津町で保育士として働きたい」が56.2%と最も多くなっています。それに対して、「今後は町外で保育士として働きたい」「今後は保育士を辞め、保育士以外の職業で働きたい」「今後は保育士を辞め働かないつもりだ」を合わせると42.0%となっており、現に働いている保育士の継続、人数の確保等について、深刻な状況がうかがえます。



5 大津町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状に対するまとめ

(1) 児童人口の減少

第2期計画期間中（令和元年～令和6年）の人口推計の推移をみると、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、老年人口（65歳以上）はそれぞれ増加する見込みとなっています。しかし、小学生以下の人口については未就学児童（0歳～5歳）、就学児童（6歳～11歳）ともに減少しており、令和6年には143人減少する見込みとなっています。0歳児人口は減少していないことから、平成21年から平成27年生まれの人口の多い世代の推移による影響が考えられます。

本町は転入・転出が多いこともあり、子どもを生き育てやすい環境づくりを行い、子育てしやすい町として選んでもらえるようなまちづくりが求められます。

(2) 子どもの貧困対策の強化

子どもの貧困の問題は社会全体で広がっており、本町としても支援を強化しなければなりません。本町で、就学援助を受けている児童数は195人で小学校に通う児童の約8%となっています。また、ひとり親世帯については、平成12年の165世帯から徐々に増加しており、平成27年には263世帯となっています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう「教育支援」「生活支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」の4つの支援を軸として取り組む必要があります。

現在、本町では、「就学援助」「ひとり親や生活困窮者世帯の子どもの居場所づくりに関する支援」「保護者の就労支援」「児童手当」等を行っています。今後も貧困世帯が抱える幅広い問題に対処するために、各支援を強化していくとともに、相談等があった場合は関係機関と連携して支援充実を図っていく必要があります。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

育児休業を取得していない人の理由として、母親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が上位にあがっており、父親でも「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」については上位にあがっています。中には働き続けたくてもそれを可能にする社会環境が十分に整備されていないために、一旦仕事を離れざるを得ない女性もいると考えられます。行政が率先して取り組みを行い、企業の模範になるとともに環境整備にも努める必要があります。

行政と地域社会と企業が連携してワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取り組みを行うとともに、本町としては広報・啓発等を行い、育児休業が取りやすい社会、働きながら子育てがしやすい社会づくりを推進していく必要があります。

(4) 待機児童の解消

本町では待機児童が発生しており、女性の社会進出の増加に伴い特に低年齢児童（0歳～2歳）の申し込み数が増加しているため、3号認定を対象とした受け皿の確保に努める必要があります。

また、保育士の人員確保についても深刻となっており、「今後は町外で保育士として働きたい」が12.5%、「今後は保育士を辞め、保育士以外の職業で働きたい」が25.0%、「今後は保育士を辞め働かないつもりだ」が4.5%を合わせると42.0%となっており、現に働いている保育士の継続、人数の確保等について、深刻な状況がうかがえます。

第2期計画では、保育士の確保策を検討するとともに、保育施設の整備や定員増を行い、待機児童の解消を図る必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的視点

本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針や上位計画である「第6次大津町振興総合計画」の方針等の観点から、以下の3点を計画の基本的視点とします。

(1) 子どもの健やかな育ちを守るという視点

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障する必要があります。子どもたち一人ひとりの個性が活かされ、自己肯定感を持って育まれることが重要です。

また、障がいや疾病、虐待、貧困等社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもと子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することが必要であり、このような子ども・子育て家庭の支援に際しては、地域、企業や幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、社会全体で支える必要があります。

(2) 安心して子どもを育てることができる環境づくりという視点

子ども・子育て支援は、家庭が教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境を踏まえながら進められる必要があります。

その上で、教育・保育サービス事業者等と連携・協働しながら、子ども・子育て家庭に対して、質の高いサービスが提供できるよう基盤整備等を行い、家庭では保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが重要です。

(3) 家庭と地域と社会で子どもと子育てを見守り支えるという視点

社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、地域及び社会が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが重要です。

また、近年の都市化・核家族化といった社会環境の変化により、子育て環境が大きく変化し、地域との関係の希薄化や孤立化が進行しています。そのため、地域ぐるみでの支援やつながりの強化が重要です。

2 計画の基本理念

温 故 知 新 温 子 知 親

本町では、平成16年3月の「お～えんずアクションプラン」策定時に、その基本理念として「温子知親」を掲げ、前計画においてもその基本理念を継承してきました。

本計画においても、この基本理念に込められた思いを再確認し、子ども・子育て支援の基本的な考え方として継承することとします。

- かつての「地域社会」にあった共同作業としての「子育て」を温ね、現代の地域社会に合った新しいスタイルのありようを知る、「温故知新」の姿勢で、子ども・子育て支援に取り組めます。
- 「温」は温かい、やさしい、温存という意味があります。「知」は知人、親しい、大切なという意味があります。
- 子どもを温かく見守り、そして親に親しく接するという意味を込め、「温子知親」を本町が子ども・子育て支援に臨むキーワードとします。
- 子どもの健やかな育ちに温かいまなざしを、子育て中の家庭に親しみのあるまなざしがあふれる町をめざして、子ども・子育て支援体制を確立していきます。

3 計画の目指す姿

基本理念を踏まえ、計画が目指す姿を次のように描きます。

「子どもの健やかな育ちを支え 夢と笑顔あふれるまち おおづ」

子どもたちが安全で安心した環境の中、輝く笑顔で、夢を育むことができるまち、地域全体が子育てを支え、子育て家庭が子育てを楽しみ、大津町に住んでよかったと実感できるまちを目指します。



4 計画の基本目標

本計画では、前述の基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を掲げて施策の展開を図ります。

◎基本目標1 すべての子どもの健やかな育ちを守ります

子ども・子育て支援は、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、乳幼児期からの健康の保持増進を図るとともに、地域との協働のもと、町の責任において、質の確保された教育・保育の提供体制を整備し、待機児童の解消を図ります。

また、安全・安心な活動場所と生活空間を確保し、地域ぐるみで犯罪や児童虐待等による人権侵害から子どもを守ること、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、関係機関等がともに連携し問題解決に取り組めます。

【取り組み内容】

- 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保
- 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進
- 安全・安心な妊娠・出産・子育てと子どもの健やかな成長に向けた取り組み
- 子育てに関する専門的な知識及び技術を要する支援

◎基本目標2 安心して子育てができるようなまちをつくります

核家族化や地域での人間関係の希薄化等により、家庭における子育て機能の低下や精神的負担が問題になるなか、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えています。保護者がしっかりと子どもと向き合い、安心して子育てができるよう、相談支援体制を充実し、妊娠・出産期から子育ての知識や情報の提供を行うことで、家庭における子育て能力の向上を図るとともに、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭等、特別な配慮が必要な家庭への施策の充実を図ります。

【取り組み内容】

- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保
- 産後・育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保
- 安全・安心な妊娠・出産・子育てと子どもの健やかな成長に向けた取り組み
- 子育てに関する専門的な知識及び技術を要する支援

◎基本目標3 仕事と子育ての両立を支えるまちをつくります

女性の社会進出が進む中で、共働き家庭が増え、子育てしながら働く母親だけでなく、子どもを持つ父親の働き方等、すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるような支援が求められています。

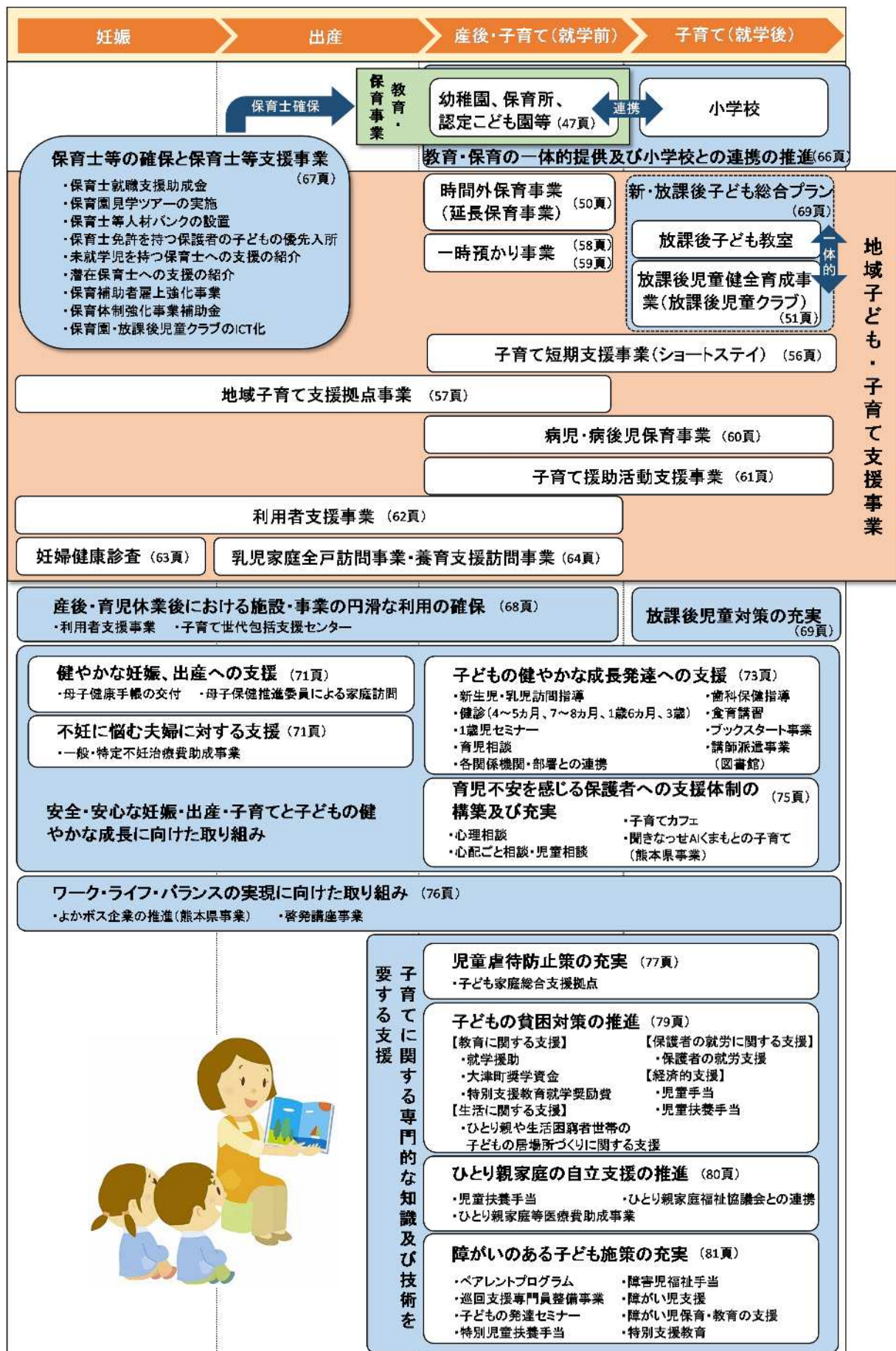
このため、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・県や町内事業所等と連携しながら、働きやすい環境づくりのための理解を促進していきます。

また、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供による意識啓発等、仕事と家庭の調和を図る視点に配慮して取り組みます。

【取り組み内容】

- 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保
- 放課後児童対策の充実
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み

5 計画の全体像



第4章 計画の内容

1 教育・保育提供区の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本町では、事業区分ごとに利用実態が異なっていることから、以下の内容で教育・保育提供区域と設定することとしました。

事業区分	区域設定	考え方
教育・保育事業	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域
時間外保育事業 (延長保育事業)	町内全域	通常利用する保育所等での利用となるため
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校区	小学校に隣接する施設での利用となるため
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	他市町での利用	町内において該当施設が利用できないことから、他市町（熊本市、合志市、益城町）での利用を確保
地域子育て支援拠点事業	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域
一時預かり事業	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域
病児・病後児保育事業	町内全域 +他市町での利用	町内において供給体制が十分に整っていないことから、町内全域に加え、他市町（熊本市、菊陽町）での利用の確保
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域
利用者支援事業	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域
妊婦健康診査	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域
乳児家庭全戸訪問事業 養育支援事業	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域
その他要支援児童 要保護児童等の保護	町内全域	供給体制の現状を踏まえ、町内全域

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・保育所の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望等を踏まえ、計画期間内の「量（利用者数や利用日数等）の見込み」を設定します。その上で、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性あり)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性あり)	地域型保育*

※ 認定こども園…幼稚園と保育所（園）の両方の機能を併せ持った施設として、都道府県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…市町村から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

【現状と課題】

本町には平成31年4月1日現在、保育所が9園（総定員1,140人）、認定こども園が1園（総定員60人）、小規模保育所が4園（総定員39人）設置されています。平成29年度には第二よろこび保育園が開園、平成30年には大津音楽幼稚園が幼保連携型の認定こども園への移行し、保育ニーズの高まりに対応してきました。しかし、未だに保育ニーズは高まっており、現在でも慢性的に待機児童が発生している状況です。

待機児童発生理由としては、女性の社会進出の増加による低年齢児童（0～2歳）の申し込み数の増加が考えられます。待機児童の多くが3歳未満児となっており、このことから3号認定の受け皿の確保方策をより強化する必要があります。

第4章 計画の内容

教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

(単位：人、箇所)

	令和2年度					令和3年度					令和4年度										
	1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号				
	十私学助成園	施設型給付園	い	幼児期の学校	左記以外	1〜2歳	0歳	十私学助成園	施設型給付園	い	幼児期の学校	左記以外	1〜2歳	0歳	十私学助成園	施設型給付園	い	幼児期の学校	左記以外	1〜2歳	0歳
量の見込み	342			807		500	77	337			829		504	77	332			819		512	77
確保方策	幼稚園	380						380							240						
	認定こども園(幼稚園部分)	200						200							270						
	認定こども園(保育所部分)				31	20	9				31	20	9					91	20	9	
	保育所				670	383	127				670	383	127					685	393	132	
	地域型保育事業					29	13					29	13						38	16	
	企業主導型(地域枠)				20	0	0				20	0	0					20	0	0	
	計	580			721	432	149		580			721	432	149	510			796	451	157	
合計	580			721		581		580			721		581	510			796		608		
確保方策-量の見込み	238			-86		4		243			-108		0	178			-23		19		
自市町村の居住児童の弾力運用分	0			86		0		0			108		0	0			23		0		
自市町村の町外児童分	0			0		0		0			0		0	0			0		0		
他市町村からの受入児童分	100			0		0		100			0		0	100			0		0		
実施箇所	4			12		16		4			12		16	4			13		18		

	令和5年度					令和6年度								
	1号		2号		3号		1号		2号		3号			
	十私学助成園	施設型給付園	い	幼児期の学校	左記以外	1〜2歳	0歳	十私学助成園	施設型給付園	い	幼児期の学校	左記以外	1〜2歳	0歳
量の見込み	336			827		520	77	331			818		531	78
確保方策	幼稚園	240						240						
	認定こども園(幼稚園部分)	270						270						
	認定こども園(保育所部分)				91	34	15				91	34	15	
	保育所				700	395	135				700	395	135	
	地域型保育事業					38	16					38	16	
	企業主導型(地域枠)				20	0	0				20	0	0	
	計	510			811	467	166		510			811	467	166
合計	510			811		633		510			811		633	
確保方策-量の見込み	174			-16		36		179			-7		24	
自市町村の居住児童の弾力運用分	0			16		0		0			7		0	
自市町村の町外児童分	0			0		0		0			0		0	
他市町村からの受入児童分	100			0		0		100			0		0	
実施箇所	4			13		18		4			13		18	

※「確保方策—量の見込み」における数値のマイナス分については、保育面積と保育士が確保できる範囲内で弾力的運用を行い、保育の受け入れを進めます。

【量の見込み】

平成31年4月1日時点での利用実績から算出した利用率(P16)に推計人口をかけて各年度の量の見込みを算出しました。

2号認定・3号認定の入所児童数は、現在まで年々増加しており、特に3号認定の入所児童数が大きく増加しています。さらに今後も増加すると考えられ、令和6年度には2号認定が818人、3号認定が609人（1歳児～2歳児：531人、0歳児：78人）となると想定しています。

【確保方策】

近年、増え続ける保育ニーズに対しては、現施設での定員増、施設整備を伴う定員増、小規模保育施設の整備及び町立を含めた幼稚園の認定こども園への移行の協議を進め、受け入れ先の確保を図ります。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やアンケート調査の結果等により把握した利用希望等を踏まえたうえで、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後等に保育を行う事業です。

【現状と課題】

町内の保育所・認定こども園の全園で18時～19時までの1時間の延長保育を実施しています。平成30年度の実利用人数は776人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人、箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	771	760	754	760	757
②確保方策	771	760	754	760	757
②－①	0	0	0	0	0
実施箇所	11	11	11	11	11

【量の見込み】

利用実績に基づき各年度の量の見込みを設定しました。計画期間中、毎年度750人前後の利用を見込んでいます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等の理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、適当な環境を与えて生活指導を行い、児童の安全かつ健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【現状と課題】

本町では、町内全校区にて放課後児童クラブを実施しています。大津小校区、美咲野小校区、室小校区、護川小校区、大津南小校区では小学校敷地内の施設を利用して実施しています。大津小校区、美咲野小校区、室小校区については利用ニーズも多いため、小学校の敷地外でも実施しています。また、大津東小、大津北小の校区については、小学校の敷地外での実施となっています。

■ 放課後児童クラブの実施場所 ■

学校区名	放課後児童クラブ名	場所
大津小校区	つくしんぼクラブ1組、2組	大津小学校敷地内
	四つ葉学童クラブ	
	さくらんぼクラブ	
	風の子キッズ	風の子保育園内
大津小・大津東小校区	しらかわっ子なかよしクラブ しらかわっ子わくわくクラブ	白川保育園内
大津小・美咲野小校区	緑のなかま	緑ヶ丘保育園内
美咲野小校区	グリーンキッズクラブ東、西	美咲野小学校敷地内
室小校区	ジョイキッズクラブ1組、2組	室小学校敷地内
	コスモキッズクラブ	
	サクラキッズクラブ	昭和園内
	ひまわりキッズクラブ	第二よろこび保育園内
大津北小校区	一宇学童館	一宇保育園内
護川小学校区	そらいろクラブ1組、2組	護川小学校敷地内
大津南小校区	しらかわっ子南小クラブ	大津南小学校敷地内

現在はすべての校区で放課後児童クラブを実施していますが、町の中心部を中心にニーズが高まっており、昨年度から実施箇所等を増やして対応をしています。今後も、女性就業率の増加により、特に低学年の放課後児童クラブのニーズは高まると考えられます。このように、校区によって、特性があるため事業の量の見込みについては校区別に設定を行います。

「量の見込み」と「確保方策」

〈大津小校区〉

(単位：人、箇所)

	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	74	84	72	72	89
	2年生	85	80	91	78	77
	3年生	35	42	66	75	64
	4年生	45	43	51	47	54
	5年生	25	27	26	30	28
	6年生	12	12	13	12	14
	合計	276	288	319	314	326
②確保方策		290	290	330	330	330
②-①		14	2	11	16	4
実施箇所数		8	8	9	9	9

参考：平成31年の利用率

1年生：57.2%、2年生：61.9%、3年生：30.8%、4年生：37.2%、5年生：23.0%、
6年生：10.7%、全体：38.0%

〈美咲野小校区〉

(単位：人、箇所)

	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	57	68	63	52	64
	2年生	46	41	50	46	38
	3年生	43	41	37	45	41
	4年生	12	15	15	13	16
	5年生	6	5	7	6	6
	6年生	1	1	1	1	1
	合計	165	171	173	163	166
②確保方策		175	175	175	175	175
②-①		10	4	2	12	9
実施箇所数		3	3	3	3	3

参考：平成31年の利用率

1年生：53.4%、2年生：35.8%、3年生：30.4%、4年生：10.3%、5年生：4.2%、
6年生：0.8%、全体：21.7%

〈室小校区〉

(単位：人、箇所)

	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	1年生	71	82	93	96	98
	2年生	55	54	60	65	62
	3年生	37	36	33	34	34
	4年生	32	37	40	40	44
	5年生	18	26	30	31	31
	6年生	3	3	4	3	3
	合計	216	238	260	269	272
②確保方策		236	236	276	276	276
②-①		20	-2	16	7	4
実施箇所数		6	6	7	7	7

参考：平成31年度の利用率

1年生：61.9%、2年生：45.3%、3年生：31.9%、4年生：26.2%、5年生：19.1%、
6年生：4.9%、全体：33.7%

〈大津北小校区〉

(単位：人、箇所)

	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	1年生	8	6	14	6	7
	2年生	9	7	5	12	5
	3年生	2	2	2	1	3
	4年生	3	3	4	3	2
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	0	0	0	0	0
	合計	24	20	27	24	19
②確保方策		25	25	25	25	25
②-①		1	5	-2	1	6
実施箇所数		1	1	1	1	1

参考：平成31年度の利用率

1年生：84.6%、2年生：70.0%、3年生：18.2%、4年生：28.6%、5年生：16.7%、
6年生：0%、全体：36.5%

〈大津東小校区〉

(単位：人、箇所)

	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	1年生	2	2	2	2	2
	2年生	2	2	2	2	2
	3年生	2	2	2	2	2
	4年生	0	0	0	0	0
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	合計	6	6	6	6	6
②確保方策		6	6	6	6	6
②-①		0	0	0	0	0
実施箇所数		1	1	1	1	1

参考：平成31年度の利用率

1年生：60.0%、2年生：0%、3年生：33.3%、4年生：0%、5年生：0%、
6年生：0%、全体：13.6%

※平成27年～平成31年において、利用がなかった学年もあり、利用率からの算出ができないため、過去の利用実績（低学年のみの利用、利用者数の合計の最大値6人）から1年生～3年生の各学年2人×3学年の6人で見込んでいます。

〈大津南小校区〉

(単位：人、箇所)

	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	1年生	15	12	15	18	16
	2年生	4	4	3	4	5
	3年生	8	10	9	7	9
	4年生	9	7	7	7	5
	5年生	8	9	7	8	7
	6年生	3	4	4	3	4
	合計	47	46	45	47	46
②確保方策		50	50	50	50	50
②-①		3	4	5	3	4
実施箇所数		1	1	1	1	1

参考：平成31年度の利用率

1年生：48.5%、2年生：13.3%、3年生：28.2%、4年生：21.9%、5年生：24.0%、
6年生：11.4%、全体：24.7%

〈護川小校区〉

(単位：人、箇所)

	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	1年生	21	17	14	16	16
	2年生	8	15	12	10	11
	3年生	14	7	13	11	8
	4年生	7	11	6	11	9
	5年生	7	4	7	3	6
	6年生	4	4	2	4	2
	合計	61	58	54	55	52
②確保方策		70	70	70	70	70
②-①		9	12	16	15	18
実施箇所数		2	2	2	2	2

参考：平成31年度の利用率

1年生：63.2%、2年生：44.4%、3年生：38.1%、4年生：31.4%、5年生：18.2%、
6年生：11.8%、全体：32.0%

【量の見込み】

各小学校区の利用実績に基づき学年毎の人口推計値に平成31年度の学年毎の利用率をかけて算出し、校区単位で各年度の量の見込みを設定しました。計画期間中、大津小校区、室小校区において、利用者の増加が見込まれます。

【確保方策】

利用者の増加が見込まれる校区については、現在の施設の定員では、今後のニーズ量を補うことが難しい地区も出てくると考えられます。ニーズに対応する量を確保するために、新規施設の開所等を進めます。また、利用動向を注視しながら、計画期間内であっても必要に応じて、見直しを行い、ニーズに対応する量の確保に努めます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。

【現状と課題】

町内に受け入れ施設がなく、町外の熊本天使園（合志市）、熊本乳児院（熊本市）、広安愛児園（益城町）、慈愛園（熊本市）に委託して実施しています。平成30年度から利用実績が出てきています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人／年、箇所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	14	14	14	14	14
②確保方策	14	14	14	14	14
②－①	0	0	0	0	0
実施箇所	4	4	4	4	4

【量の見込み】

利用実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。計画期間中、毎年度14人日の利用を見込んでいます。

【確保方策】

利用実績としてはあまりありませんが、必要な事業であるため、今後も引き続き事業を継続していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業で、「子育て支援センター」、「つどいのひろば」と呼ばれることもあります。

【現状と課題】

「子育て支援センターすこやか」と「つどいの広場『美咲野広場あぼり』」で実施しています。平成30年度の利用実績は15,543人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人日／年、箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15,543	15,543	15,543	15,543	15,543
②確保方策	15,543	15,543	15,543	15,543	15,543
②－①	0	0	0	0	0
実施箇所	2	2	2	2	2

【量の見込み】

平成30年度の利用実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。計画期間中、毎年度15,543人日の利用を見込んでいます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児に対する一時預かり）

現在幼稚園で実施されている預かり保育（通常の教育時間前後や休日、長期休業期間中に預かりを行うこと）に相当する事業です。「子ども・子育て支援新制度」においては、一時預かり事業の類型の一つとして町が実施主体となっていくこととなります。

【現状と課題】

町内の幼稚園全園で預かり保育を実施しています。

「量の見込み」と「確保方策」 （単位：人日／年、箇所）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
①量の見込み		2,476		2,435		2,402		2,429		2,398
②確保方策		2,476		2,435		2,402		2,429		2,398
②-①		0		0		0		0		0
実施箇所数		4		4		4		4		4

【量の見込み】

利用実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。計画期間中、毎年度2,400人前後の利用を見込んでいます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

町立幼稚園2園については、令和2年度から17時までの延長保育と長期休暇中の預かり保育の実施を予定しています。

(6) 一時預かり事業（保育所等での一時預かり）

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

【現状と課題】

町内の保育所の9園中8園で実施しています。平成30年度の利用実績は512人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人日／年、箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	512	512	512	512	512
②確保方策	512	512	512	512	512
②－①	0	0	0	0	0
実施箇所	8	8	8	8	8

【量の見込み】

保育所を利用していない家庭が主な利用対象者と見込み、アンケート調査の結果に基づき見込み量を算出しましたが、利用実績との乖離が大きいため、平成30年度の利用実績512人日を使用し、全年度を通しての見込みとしました。

【確保保策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(7) 病児・病後児保育事業

児童が病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

【現状と課題】

子育て支援センター内の「ひだまり」で病後児保育を実施しており、現状での受け入れ可能枠は、月曜日から土曜日までの1日4人です。平成30年度の利用実績は230人日/年でした。

病児保育については、隣接する企業主導型保育施設（菊陽町）内の病児・病後児保育施設及び熊本市内の病児・病後児保育施設を利用している状況です。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人日/年、箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	230	230	230	230	230
②確保方策	230	230	230	230	230
②-①	0	0	0	0	0
実施箇所	1	1	1	1	1

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づく見込み量は、その推計方法から見て過大に見込まれた数値となっている可能性が高く、利用実績との乖離も大きくなっているため、平成30年度の利用実績230人日を計画期間中の全年度を通しての量の見込みとして算出しました。

※提供可能量は病後児保育施設「ひだまり」 定員4人×年間開所日数290日=1,160人

【確保方策】

病後児保育については、現在の体制で対応できる見込みですが、アンケート調査結果から病児保育の要望が高いため、町内での病児保育事業の実施については、継続して、事業者等とも協議を進めながら、環境整備を図っていきます。

(8) 子育て援助活動支援事業

乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業です。

【現状と課題】

本町では、子育てサポートセンター「ほほえみ」として実施しています。ここでの事業は、小学生の放課後の預かりを対象としたものですが、小学生の放課後の預かり以外の利用を含む平成 30 年度の利用実績は 1,457 人日／年でした。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人日／年、箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,457	1,457	1,457	1,457	1,457
②確保方策	1,457	1,457	1,457	1,457	1,457
②-①	0	0	0	0	0
実施箇所	1	1	1	1	1

※ここでの量の見込みは、小学生の放課後の預かり以外の利用を含んで計上しています。

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき見込み量を算出しましたが、利用実績との乖離が大きいため、平成 30 年度の利用実績 1,457 人日を使用し、全年度を通しての見込みとしました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(9) 利用者支援事業

児童及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

【現状と課題】

利用者支援事業について、現在は未実施ですが、保育の利用等に関する情報提供や相談については、町広報・ホームページによる周知の他、役場子育て支援課や子育て支援センター、保育所においても対応している状況です。

今後は地域の相談しやすい窓口としての設置を検討していきます。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1

【量の見込み】

アンケート調査では利用者支援事業に関する直接の設問はありませんでしたが、子育て支援サービスの利用等についての相談は、一定のニーズがあると見込まれます。また、国が示した事業案では、おおむね中学校校区3か所につき1か所の設置を想定していることから、本町では計画期間の「量の見込み」を1か所と設定します。

【確保方策】

これまでは子育て支援センターでの「子育て支援総合コーディネート事業」、役場子育て支援課の窓口等で対応してきましたが、今後はより地域の相談しやすい窓口として利用できるように子育て世代包括支援センターの開設を含めて実施を検討します。

(10) 妊婦健康診査

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康増進のため、定期的な健康診査の受診を勧め、妊娠中の異常の早期発見、健康管理の充実を図り、安全に妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

【現状と課題】

妊娠届を提出した方には14回分の妊婦健康診査受診券を発行し、転入の方には、妊娠週数に応じて必要回数分を発行、健康診査費用の一部を助成しています。また、妊娠による母体の身体の変化や妊婦健康診査の結果の見方、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病等を妊婦が理解し、健やかな妊娠、出産に関する知識を得られるよう、母子手帳交付時に情報提供を行い、支援しています。

平成30年度実績は、母子健康手帳交付数382人となっています。

「量の見込み」

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	374	375	374	378	380

【量の見込み】

人口推計（出生数）に基づき、計画期間中は毎年度375人前後の利用を見込んでいます。

【提供体制】

母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診券を併せて交付し、個別に面談の場を設けることで妊娠期から必要な保健指導、栄養指導を行い、心身共に健康的な生活を送れるよう支援をしていきます。

(1 1) 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行う事業です。

また、養育支援訪問事業は、支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助等を行う事業です。

【現状と課題】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげています。

また、家庭及び地域における養育機能が低下し、児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、家庭訪問を行い、安定した養育ができるよう継続的な支援を行っています。

平成30年度の訪問実績は、乳児家庭全戸訪問事業：369人、養育支援訪問事業：0人となっています。

「量の見込み」

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	374	375	374	378	380

【量の見込み】

人口推計（出生数）に基づき、計画期間中は毎年度375人前後の利用を見込んでいます。

【提供体制】

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業の訪問結果や関係機関からの情報提供等に基づき、育児ストレス、産後うつ等の問題により子育てに対して不安を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、関係機関や専門職等が継続的に訪問を行い、育児相談・指導や情報提供等を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等実費負担に対し助成を行う事業です。令和元年10月からの幼児教育無償化にあわせて、私学助成幼稚園へ国基準での副食費の補助を行っています。

●実績値：平成30年度までは実施なし

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。事業の必要性に応じて実施を検討します。

●実績値：平成30年度までは実施なし

4 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進

(1) 教育・保育の一体的提供の推進

本町においては、幼稚園、保育所、認定こども園等の窓口を子育て支援課に一本化しています。施設形態の違いを踏まえ、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、取り組みを推進します。

また、認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保育ニーズ等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。このため、認定こども園の新設や移行については、利用者のニーズや設置者の意向を的確に把握し、施設・設備等の状況を踏まえ、普及促進を図ります。

(2) 教育・保育の質の向上

町内の認定こども園・幼稚園・保育所等において、幼児教育アドバイザーを派遣し、教育・保育内容等についての助言等を行い、質の高い幼児教育の提供を図ります。

また、幼稚園教諭・保育士と小学校教員等がともに学べる合同研修会や公開保育を実施し、幼児教育の質の向上だけでなく、各施設や学校の相互交流・連携を図ります。

(3) 幼保小中の連携体制の推進

教育・保育施設と小学校が子どもの実態や教育内容についての相互理解を深めるための体制づくりを整備するとともに、課題解決に向け、一人ひとりの心身の健康と発達を情報共有するなど、よりよい連携体制の構築を図り、地域の実情に応じ、教育・保育施設から小学校へのスムーズな移行ができるような環境づくりが必要です。

そのために、大津町幼・保、小、中連携協議会を中心として、目標・行動・情報の連携を図り、円滑な就学・進学ができるよう取り組んでいきます。

「幼保小中連携カリキュラム」(※1)や「接続期カリキュラム」(※2)等、一貫し連続したカリキュラムを改定・実践することで、子ども一人ひとりの様子や特性を把握し、教育に活かすことができる連携の充実を図ります。

※1 「幼保小中連携カリキュラム」

「大津町こども憲章」のこども像の実現をめざした0歳から中学校までの一貫したカリキュラム。

※2 「接続期カリキュラム」

幼児期に培ってきた力を小学校教育につなげ、伸ばすことを目的としたもので、幼児期における5歳児の10月～3月（アプローチ期）と小学校1年生の4月～7月（スタート期）の幼保小の接続を見通したカリキュラム。

5 保育士等の確保と保育士等支援事業

保育士等の支援事業を充実させ、大津町の保育・幼児教育を担う人材の確保に向けて取り組みを行います。現在、本町では保育士等支援事業として、以下のような事業を実施しており、事業の周知及び推進を行います。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	取り組み内容	担当課
①保育士就職支援助成金	町内の保育施設に新たに正規職員として就労する保育士に対して、就職支度金 10 万円を支給します。(就労に伴い転入される場合には5万円加算。)	子育て支援課
②保育園見学ツアーの実施	町内の保育園に就職を希望する保育士や保育士を目指す学生を対象に町内の私立保育園等を見学するツアーを実施して、就労につなげる機会を設けます。	子育て支援課
③保育士等人材バンクの設置	町内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び放課後児童クラブでの就労を希望する人を支援します。	子育て支援課
④保育士免許を持つ保護者の子どもの優先入所	入所判定における点数で加点を行います。	子育て支援課
⑤未就学児を持つ保育士への支援の紹介	熊本県社会福祉協議会が実施する「未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付事業」を紹介します。	子育て支援課
⑥潜在保育士への支援の紹介	熊本県社会福祉協議会が実施する「保育士就職準備金貸付」を紹介します。	子育て支援課
⑦保育補助者雇上強化事業	保育園に補助金を支給し、保育士資格取得を目指す保育補助者を雇用することで保育士の負担軽減につなげます。	子育て支援課
⑧保育体制強化事業補助金	保育園に補助金を支給し、清掃業務や給食の配膳等保育に係る周辺業務を行う保育支援者を雇用することで保育士の負担軽減につなげます。	子育て支援課
⑨保育園・放課後児童クラブのICT化	放課後児童クラブ・保育園の業務にICTを取り入れ、業務の効率化を図り、保育士や放課後指導支援員等の負担軽減に繋がります。	子育て支援課

6 産後・育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。また、必要に応じて受け入れを行っていく必要がありますが、年度後半は入所が困難な状況にもなってくるため、保育士の確保等に努めながら対応を行っていく必要があります。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	取り組み内容	担当課
①利用者支援事業	保護者が、保育所等を円滑に利用できるよう、専門の支援員が相談に応じ、情報提供や関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援課
②子育て世代包括支援センター	妊娠初期から子育て期にわたり、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。	健康保険課 子育て支援課

※新庁舎の業務開始にあわせて開設を検討します。

7 放課後児童対策の充実

共働き家庭等の児童を対象とした「放課後児童クラブ」と、すべての児童を対象に、様々な体験活動等を行う「放課後子ども教室」の連携による、放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。

同一小学校内等において、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が実施されている場合は、放課後子ども教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるよう両事業の従事者・参加者が連携して、学習・体験プログラムを実施、内容の充実を図ります。

国は、「新・放課後子ども総合プラン」の策定により、令和3年度末までに放課後児童クラブについて約25万人分を整備、令和5年度までに計約30万人分の受け皿を整備することを目指しています。また、放課後児童クラブの放課後子ども教室との一体的な実施の推進や、学校施設の活用等を推進しているところです。

本町では、現在、放課後児童クラブの利用者数が年々伸びており、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施するスペースがない状況となっています。今後は、校区の状況を考慮した学校施設の利活用等を検討し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の実現を進めていく必要があります。

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

50頁から小学校区ごとに見込み量及び確保方策を記載しています。

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量

(単位：箇所)

項目	現状	令和5年度
①放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携箇所数	0	1
②放課後子ども教室スタッフによる放課後児童クラブ (放課後子ども教室未実施校)への学習・体験プログラム活動の提供箇所数	0	1

③放課後子ども教室の令和6年度までの実施計画

令和6年度までに、町内半数の小学校区に整備することを目指します。

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施に関する具体的な方策

放課後子ども教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるよう、両事業の従事者・参加者が活動方針や活動内容、さらには安全管理方策や地域のボランティア等人材確保方策等を協議し、実施します。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

学校と協議のもと学校教育に支障が生じない限り体育館や校庭、特別教室等、使用していない放課後等の時間帯において、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施場所として、一時的な活用を進めます。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る具体的な連携に関する方策

本町では、放課後子ども対策を総合的に進めるため、放課後児童クラブ、放課後子ども教室ともに、教育委員会が所管しています。

今後は、両事業の従事者・関係者で共通理解や情報共有を図り、活動方針や活動計画、さらには連携方策や安全管理方策、地域のボランティア等人材確保方策等を協議します。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

配慮を必要とする児童については、他の児童と変わらないようにサポートが受けられるよう、人材確保に努めます。

⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間延長に係る取り組み

今後、放課後児童クラブの利用が拡大されることにより、保護者の希望時間も変化すると考えられるため、実情に応じて開所時間の延長に取り組みます。

⑨放課後児童クラブが生活習慣等子どもの健全な育成の場としての役割をさらに向上させていくための方策

人材育成のため、研修等の機会を設け、資質向上に努めます。

⑩放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

町のホームページや広報紙を使用し、事業内容等の情報提供に努め、利用希望者や地域住民に対し放課後児童クラブについて周知を推進します。

8 安全・安心な妊娠・出産・子育てと子どもの健やかな成長に向けた取り組み

(1) 健やかな妊娠、出産への支援

妊娠・出産・産褥期^{さんじょくき}の女性は、短期間での大きな心身の変化に加えて、生まれてくる子どもに、父親とともに愛情を注ぎ育てるという長期にわたる責任を負うことになります。この時期の支援は良好な母子の愛着形成を促進していくものであり、また、子どもの健やかな発達のためにも重要です。

妊娠中の母体及び胎児の健康を確保し、安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。また、出産後、親が子育てについて自ら学ぶとともに、子育て支援サービスを必要に応じて活用することが大切です。

本町では、母親が安全に、安心して出産ができるよう、相談窓口の充実に取り組むとともに、出産後の子育て支援サービス等の情報提供に努めます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	取り組み内容	担当課
①母子健康手帳の交付	妊娠届の受付と母子健康手帳交付を行っています。全て妊婦に対して保健師・栄養士が面談し、妊婦の健康状態の確認や妊婦健康診査の勧め、出産に向けたアドバイスをを行います。	健康保険課
②母子保健推進委員による家庭訪問	妊婦健康診査の結果や母子手帳交付時の状況に応じて、看護師の資格を持つ母子保健推進委員が電話訪問等を行い、健診の状況や対象の相談に対応しています。	健康保険課

(2) 不妊に悩む夫婦に対する支援

不妊に悩む夫婦の割合は増加しています。7～10組に1組が不妊とされていて、決して珍しいことではありません。不妊の原因は、女性のみ30%、男性のみ30%、両方10%、検査をしても原因となる問題が見つからない場合も25%となっています。不妊に悩む夫婦が、必要な治療につながるよう、相談窓口の情報提供に努めます。

また、不妊症に悩む夫婦は、高額な治療を受けている現状があり、経済的な支援を行うことが必要です。妊娠を望み、一般不妊治療（人工授精）や特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を受けている夫婦に治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	取り組み内容	担当課
①一般・特定不妊治療費助成事業	不妊治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成しています。	健康保険課

(3) 子どもの健やかな成長発達への支援

生涯を通じて健康な生活を送るために、乳幼児期から、食、生活リズム、運動習慣等の望ましい生活習慣の基盤を固めることが大切です。大津町では、「健康日本 21」の取り組みを法的に位置づけた健康増進法に基づき、「大津町健康づくり推進計画（第三次）」を平成31年3月に策定し、生涯にわたる健康づくりに取り組んでいます。乳幼児健診における疾病の早期発見、早期治療、ライフステージに応じた保健指導を行い、保護者が子どもの成長・発達について学習できる機会となるよう努めます。

また、栄養・食生活は、子どもたちが健やかに成長し、健康な生活を送るために欠くことのできない営みであり、多くの生活習慣病の予防の観点から重要です。そのために、ライフステージに応じた食品（栄養素）摂取が実践できる力を育むことが重要です。

しかし、乳幼児健診の対象者の中にも未受診者がいる状況となっています。そのため、受診率100%を目指し、受診促進に努めるとともに、その他の事業についても必要に応じて利用してもらえようように周知活動を強化していく必要があります。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	取り組み内容	担当課
①新生児・乳児訪問指導	生後2ヶ月頃に新生児・乳幼児の全戸訪問を実施しています。新生児の保護者を助産師及び保健師が訪問し、健康の保持及び増進のため母子保健に関する知識の普及に努めています。また、育児等に関する相談に応じ、助言や必要な指導を行い、保健指導を受けることを勧奨します。	健康保険課
②4～5ヵ月児健診	身体計測、医師による診察、栄養に関する集団指導、子育て全般に関する相談等、予防接種についての指導を行っています。	健康保険課
③7～8ヵ月児健診	身体計測、医師による診察、栄養（離乳食）・歯科に関する集団指導、子育て全般に関する相談、予防接種についての指導等を行っています。	健康保険課
④1歳6ヵ月児健診	身体計測、医師による診察、栄養に関する集団指導、希望者へのフッ化物塗布、虫歯予防についての個別指導、運動機能・精神発達等の確認、生活の自立に向けての子育て相談、予防接種についての指導等を行っています。	健康保険課

第4章 計画の内容

施策・事業名	取り組み内容	担当課
⑤3歳児健診	身体計測、医師による診察（疾病の有無）、栄養に関する集団指導、希望者へのフッ化物塗布、むし歯予防等に関する個別指導、運動・精神発達状況の確認、子育て全般に関する相談、予防接種についての指導を行っています。	健康保険課
⑥1歳児セミナー	身体計測、栄養・歯科に関する集団指導、発達についての講話を行っています。	健康保険課
⑦育児相談	毎月1回、乳幼児健診後のフォロー対象者に案内し（希望者の参加も可能）、保健師や栄養士による身体計測・栄養相談・予防接種や子育て全般に関する相談、発達相談を実施しています。	健康保険課
⑧各関係機関・部署との連携	各乳幼児健診や、戸別の訪問・面談等で、子どもたちの健やかな発達・発育のために支援が必要な場合、専門機関や各関係機関と連携し、支援を行っています。	健康保険課 子育て支援課 福祉課
⑨歯科保健指導	子どもの健診や母子手帳交付時に歯科衛生士より、歯科保健指導を行っています。また、就学前の幼児及び小中学校の児童に対するフッ化物洗口を実施しています。	健康保険課 学校教育課
⑩食育講習	健康増進や子どもたちに食に関する興味・関心を持ってもらうためのきっかけ作りとして、栄養士と町食生活改善推進員等による食育講習を、地域からの要望に応じて行っています。	健康保険課
⑪ブックスタート事業	乳幼児健診時に絵本をプレゼントし、ボランティアによる読み聞かせを行います。すべての赤ちゃんが本のある環境で育ち、抱っこぬくもりの中で絵本を読んでもらう心地よさを感じられるように、そのきっかけづくりを行います。	図書館
⑫講師派遣事業	保育園や幼稚園に講師を派遣し、家庭での子どもへの言葉かけや絵本の読み聞かせの大切さについて、講演を行います。	図書館

(4) 育児不安を感じる保護者への支援体制の構築及び充実

近年、育児中の家庭の孤立が指摘されており、親が育児に不安や困難さを感じつつ、解消されないまま抱え込むことがあります。

育児不安や困難さが起こりうる背景は様々で、子どもの発達・発育の偏りから保護者が育てにくさを感じている場合のほか、家庭環境や保護者の関わりが問題となっている場合も少なくありません。子どもの成長発達は個別性が高いため、悩みにあった相談ができる場を設け、保護者への周知を行わなければなりません。

本町では、育児に関する様々な不安や悩みの解消を図るため、各種相談指導等の充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	取り組み内容	担当課
①心理相談	育児に関する悩みやこどもの発達について個別の相談に対応している。必要に応じ、児童発達支援の案内や医療機関の受診につないでいます。	健康保険課
②心配ごと相談・児童相談	毎月1回、民生委員・児童委員による心配ごと相談と合わせて、児童相談を実施しています。	福祉課
③子育てカフェ	毎月1回、ペアレントプログラムを修了した保育士・保健師等による子育てに関する相談を実施しています。	子育て支援課
④聞きなっせAIくまもとの子育て（熊本県事業）	LINEの友だち登録をするだけで、就学未満の子育てのお尋ねに、24時間365日AIが回答します。この事業を利用して子育て情報の提供を行います。	子育て支援課



9 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み

保護者が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会をつくるためには、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実だけではなく、働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現していくことが重要です。特に県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休業等の制度の普及・促進のための環境整備や事業主の取り組みの社会的評価の推進等の施策を実施していく必要があります。

また、女性の社会参加が進み、勤労者世帯の過半数が共働き世帯になる等、生き方が多様化している一方で、働き方や子育て支援等の社会的基盤は、必ずしもこのような変化に対応したものとなっていない状況です。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育ての時間だけでなく、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう社会全体で取り組みを進めていく必要があります。

本町では、保育所や放課後児童クラブの整備、子育てサポートセンター事業等の子育て支援事業の充実に加え、平成28年3月に策定した「大津町男女共同参画推進プラン」に基づき、仕事と子育ての両立に関する町民・事業者への広報・啓発活動等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進していきます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	取り組み内容	担当課
①よかボス企業の推進 (熊本県事業)	仕事と子育ての両立支援や働きやすい環境づくりを進めるために県が実施する「よかボス企業」の推進に取り組めます。	子育て支援課
②啓発講座事業	啓発講座を実施し、仕事や子育てだけではなく、自己啓発等の時間を持つことで生活の充実を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現につなげます。	人権推進課

10 子育てに関する専門的な知識及び技術を要する支援

(1) 児童虐待防止策の充実

虐待から子どもと保護者を救うことは社会の責任でもあり、住民の責任でもあります。近年、児童虐待は本町においても増加しており、深刻な社会問題となっています。また、親の養育力不足、夫婦不和による家庭内暴力による心理的虐待等の問題もでてきています。虐待は子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、適切かつ迅速な対応が求められています。本町においても、相談窓口や相談体制の整備、関係機関と連携した支援等を行い発生予防、早期発見・早期対応、社会的養護等に取り組む必要があります。

①発生予防

教師、保育士等に虐待についての意識の啓発や知識の普及に努めることはもとより、住民に対しても、児童虐待に関する通告義務等を定めた児童虐待防止法の趣旨を理解してもらいながら、地域全体で虐待の未然防止につながる広報や、ポスター・チラシによる意識啓発や情報提供体制の整備を図っており、今後も意識啓発や情報提供体制の強化・推進に努めます。

②関係機関との連携による早期発見・早期対応

虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図るためには、関係機関が要保護児童等に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。本町においては、町、児童相談所、保育所、学校、警察、医療機関等から構成される「大津町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」が中心となって、関係機関における情報の共有や支援方針の検討等の連携を図っていきます。

また、近年は特に虐待の発生予防の重要性が指摘されていることから、妊婦・乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等の実施を通じて、精神疾患や経済的に不安定等のリスク要因のある家庭を早期に把握するとともに、特に支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

さらに、児童虐待に関する出頭要求、立入検査、一時保護の実施が適当と判断した場合は、県知事または児童相談所長に通告し、県の行う検証作業に参加・協力することが必要なため、県との連携強化に取り組めます。

③社会的養護

社会的養護とは、保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でないと認められる児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。本町においても支援が必要な家庭への支援体制の整備強化を進めていきます。

④虐待防止拠点の設置

虐待防止のための子ども家庭相談を実施する子ども家庭総合支援拠点の設置を予定しています。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	取り組み内容	担当課
①子ども家庭総合支援拠点	子どもの虐待の発生を防止するため、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援を行います。	子育て支援課

(2) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長する社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、さらに、同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

本町においても、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけた「教育支援」、貧困の状況にある世帯の子どもとその保護者が地域において孤立することなく生活するために、相談事業や情報提供の充実等生活全般を支える「生活支援」、保護者が一定の収入を得て生活の安定を図るための「保護者の就労支援」、生活の基盤を下支えしていくための「経済的支援」の4つの支援を軸とし、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	取り組み内容	担当課
①教育に関する支援		
就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒又は入学予定者の保護者に対して、就学に必要な援助を行っています。	学校教育課
大津町奨学資金	高等学校・専修学校・大学等に進学する、経済的理由により就学が困難な学生・生徒に対して奨学資金の貸付を行っています。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費	障がいのある児童生徒が、小学校、中学校で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係費について、家庭の経済状況等に応じ、必要な援助を行っています。	学校教育課
②生活に関する支援		
ひとり親や生活困窮者世帯の子どもの居場所づくりに関する支援	大津町ひとり親家庭福祉協議会（ひとり親家庭の父、母、寡婦の福祉を増進するためイベントを開催し、交流を行っています）。	福祉課
③保護者の就労に関する支援		
保護者の就労支援	子育てや介護を理由に離職し、休業中の女性等を対象とした就業支援セミナーを実施。再就職への不安を減らし、女性の経済的自立を支援しています。	人権推進課

施策・事業名	取り組み内容	担当課
④経済的支援		
児童手当	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に手当を支給しています。	福祉課
児童扶養手当	ひとり親家庭や父母以外の方が児童を養育する場合等に手当を支給する	福祉課

（3）ひとり親家庭の自立支援の推進

近年、本町においても、ひとり親家庭、特に母子家庭の増加が目立っています。ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。そのため、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

本町では、保護者の自立に向けた生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等、ひとり親家庭への総合的な支援に引き続き取り組むとともに、「熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき県が行う就労支援や相談事業といった施策についても、県と連携して情報提供を行っていきます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	取り組み内容	担当課
①児童扶養手当	ひとり親家庭に所得等に応じて手当を支給しています。令和元年度から手当の支給が2か月に1回の支給に変更になりました。	福祉課
②ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等における医療費の一部を補助することにより、生活の質の向上を図っています。	福祉課
③ひとり親家庭福祉協議会との連携	資格取得のための講習会やセミナー等の各種案内等の情報提供を連携して行っています。	福祉課

(4) 障がいのある子ども施策の充実

近年、障がいを持った子が増加傾向にあり、それに伴う人員確保、障がい福祉サービスの利用者の増加等様々な課題がでてきています。

障がいのある子どもの保護者は、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。子どもの成長の様子がどこか他の子と違うのではないかと思いつつ不安、医師に障がいがあると知らされたときのショック、障がいを受け入れられない日々の葛藤、周囲の無理解による孤独感、日々の介助に伴う介助疲れ等、余裕のない追いつめられた状況が生まれる危険性があります。そして、そのような状況を打破するためにも身近な地域で困っていることに応えられる支援が必要です。

乳幼児健診は、障がいの早期発見の機会であるとともに、保護者の不安解消の機会でもあります。一人で不安や悩みを抱え込まないよう、気になることがあれば早めに気軽に相談してもらえよう、引き続き周知、啓発を図ります。

また、気になる子どもへの関わりや支援等について把握し、就学等に向けての体制を整えるための町内幼稚園・保育所等への巡回相談も引き続き実施します。

さらに、障害者相談支援センターにおける相談事業や虐待防止に関する取り組みを継続するとともに、発達障害者支援センターにおける相談・情報提供、県の行う巡回相談との連携等、発達障がいに関する総合的な支援に努めます。

一方、学齢期においては、その子にとって最良の教育が何なのか、将来の見通しを含めて新たな不安や悩みが生まれます。本町では、子どもの状況に応じて、その子の成長にとって最も好ましい教育環境を提供するよう、特別支援教育の充実に努めています。療育の現場からは、学齢期の療育の必要性を指摘する声もあります。早期発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、療育機関、教育機関、行政の連携を密にして、障がいのある子ども個々の状況に応じた適切な相談・指導の体制を整備し、充実を図ります。

また、障がいのある子どもに対する福祉サービスについては、「大津町障がい福祉計画」に基づき、事業所の新規参入を促進する等、ニーズに対して必要な事業量の確保に努めるとともに、その情報提供に努めます。

さらに、町民一人ひとりが、障がいのある子どもとその家族を支援するための地域づくりを目指して、多様化する障がいと障がいのある子どもに対する理解を深めるための啓発を行います。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	取り組み内容	担当課
①ペアレントプログラム	楽しく子育てをする自信をつけて、子育ての仲間を見つける機会をつくることを目的にした全6回のプログラムを実施しています。障がいのある子どもの親だけではなく、子どもに関わるすべての人が対象です。	福祉課
②巡回支援専門員整備事業	巡回支援及び子どもの発達セミナーを委託して行っています。	福祉課
③特別児童扶養手当	在宅で中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人に手当を支給し、経済的負担軽減を図っています。	福祉課
④障害児福祉手当	在宅で身体又は知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を要する20歳未満の人に支給しています。	福祉課
⑤障がい児支援	障がいのある子どもに対して、「第1期大津町障がい児福祉計画（第5期大津町障がい福祉計画）」に基づき、児童福祉法に基づく障害児支援や居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス等の支援の提供を確保します。	福祉課
⑥障がい児保育・教育の支援	幼児教育・保育施設や放課後児童クラブにおいて、職員の加配等により障がいのある児童の受け入れを支援しています。	子育て支援課
⑦特別支援教育	就学支援委員会において、教育上で特別の支援を必要とする幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、特別支援学級や通級指導教室を設置して支援や指導を実施しています。	学校教育課

第5章 計画実現のために

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、本町は「子ども・子育て支援新制度」の実施主体として、全ての子どもとその保護者に適切な子育て環境が等しく確保されるよう、庁内連携はもとより、庁外の各関係機関と連携し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

特に「子ども・子育て支援新制度」に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施については、教育・保育施設等を運営する事業者との協力が不可欠です。

また、専門性の高い施策及び複数の市町村にまたがる広域的な対応が必要な施策については、県が策定する子ども・子育て支援事業計画やその他の方針等に基づき、必要に応じて県の協力を受けながら推進を図っていきます。

一方で、子育てについては家庭が中心とはいえ、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の負担感、不安感、孤立感が高まっています。そこで、保護者に「子育ての基本は家庭である」と併せて「地域とともに子育てする」という認識を高めていただく必要があります。そのためにも、子育て家庭の負担をまわりが理解し、子どもを中心に、行政だけでなく、町民、学校等、地域団体、事業者、保護者、そして子ども自身も、それぞれの立場で役割を果たしていくことが重要となります。

そして、それぞれの立場で、様々な事業や活動に協力し合い、参加し、連携を図る中で、協働で子育てに取り組んでいけるような体制づくりに努めていきます。特に子ども自身から子ども目線ならではの意見を聞く場を小中学校で設ける等、今後の子ども・子育て支援事業の推進を図る上での貴重な意見とします。

これらの取り組みを実践・継続していけるよう、町広報や町ホームページ上で本計画内容を公表し、町民への周知徹底を図るとともに、各種行事や日々の行政活動等、あらゆる手段、機会を利用して、子育て支援に取り組もうとする町民や地域の気運を高めていきます。

2 進捗状況の点検と評価・公表

本計画については、子育て支援課が中心となって、毎年進捗状況を把握・点検し、「大津町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。併せて、計画の進捗状況については、町ホームページ等で公表を行い、町民への周知を図っていきます。

本計画について、年に2回「大津町子ども・子育て会議」を行い、計画内容の実施報告及び点検、協議を行います。その会議内容については議事録により公開します。

本計画の記載内容について、特に教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」に関しては、計画と実績との乖離がある場合や、国の制度改正による事業の変更・新設等がある場合等「大津町子ども・子育て会議」における協議を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成 25 年 9 月 19 日

条例第 24 号

大津町子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、大津町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について、調査・審議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、必要な事項及び施策の実施状況に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を認め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津町子ども・子育て会議委員名簿

任期2年（平成30年4月1日～令和2年3月31日）

番号	区分	関係機関等	氏名	備考
1	会長	大津町副町長	田中 令児	行政
2	副会長	熊本県立大学	安浪 小夜子	大学准教授
3	委員	杉水保育園	備海 伸隆	保育（私立）
4	〃	大津保育園	村上 小百合	保育（公立）
5	〃	白川幼稚園	高山 智恵美	幼児教育（私立）
6	〃	大津幼稚園	藤本 京子	幼児教育（公立）
7	〃	大津音楽幼稚園	藤原 ミスズ	認定こども園
8	〃	大津町民生委員児童委員協議会	太田 昭子	主任児童委員
9	〃	小・中学校校長会	鹿瀬島 優	学校教育
10	〃	NPOこどもサポート・みんなのおうち	江口 竜一	子育て支援
11	〃	NPO法人あぼり	堀 泉	子育て支援
12	〃	町民	野山 ひろみ	公募
13	〃	町民	野田 真紀	公募
14	〃	大津町企業連絡協議会	工藤 勇人	事業主の代表
15	〃	大津町教育委員会	斎藤 陽子	教育

大津町子ども憲章と「三つの約束」

大津町子ども憲章

みつめよう 話し合おう 行動しよう

未来を切り拓いていく主役は子どもたちです。
私たち大津町民は、すべての子どもたちの幸せを願い、家庭、学校、地域が協力して愛情をもって育てることをめざし、この憲章を定めます。

ふるさと 大好き

1. 子どもたちが、水と緑に恵まれた自然を大切にし、ふるさとの歴史と文化に誇りを持てるよう努めます。

みんな ともだち

1. 子どもたちが、世界の人々と友情をはぐくみ、夢と希望をもって生きていけるよう努めます。

こころ 豊かに

1. 子どもたちが、お互いの人権を尊重し、個性を認めあう豊かな感性をはぐくむよう努めます。

やさしく たくましく

1. 子どもたちが、やさしさの中で、知性を磨き心身をきたえて、主体性をもってたくましく生きていけるよう努めます。

のびのび しなやか

1. 子どもたちが、地域の中でのびのびと遊び、創造性に富み、しなやかに育つよう努めます。



大津町「三つの約束」

1. あいさつをする
2. 時間を守る
3. 人の話を聞く

第2期 大津町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

表紙イラスト：中村里美さん（大津町在住）

発行 熊本県大津町
企画・編集 教育部 子育て支援課

〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津 1233 番地
TEL (096) 293-5981
FAX (096) 293-0474



熊本県 大津町

